

参 考 資 料 I

日 本 標 準 産 業 分 類

- A 農業, 林業
- B 漁業
- I 卸売業, 小売業
- L 学術研究, 専門・技術サービス業
- M 宿泊業, 飲食サービス業
- N 生活関連サービス業, 娯楽業
- O 教育, 学習支援業
- P 医療, 福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業(他に分類されないもの)

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類	備考
A－農業, 林業	01－農業	耕種農業、畜産農業、農業サービス業(園芸サービス業を除く)、園芸サービス業	法第29条第1項第2号、第2項第1号に原則該当する。 細分類参照
	02－林業	育林業、素材生産業、特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)、林業サービス業、その他の林業	
B－漁業	03－漁業(水産養殖業を除く)	海面漁業、内水面漁業	〃
	04－水産養殖業	海面養殖業、内水面養殖業	〃
C－鉱業, 採石業, 砂利採取業	05－鉱業, 採石業, 砂利採取業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業・砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)、その他の鉱業	法第34条第2号に原則該当する。
D－建設業	06－総合工事業	一般土木建築工事業、土木工事業(舗装工事業を除く)、舗装工事業、建築工事業(木造建築工事業を除く)、木造建築工事業、建築リフォーム工事業	
	07－職別工事業(設備工事業を除く)	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業	
	08－設備工事業	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業(さく井工事業を除く)、機械器具設置工事業、その他の設備工事業	
E－製造業	09－食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、×調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、×パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業	×印を除いて法第34条第4号に該当する場合がある。
	10－飲料・たばこ・飼料製造業	×清涼飲料製造業、×酒類製造業、茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)、×製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業	〃
	11－繊維工業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、網・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業(和式を除く)、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業	

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類	備考
E-製造業	12-木材・木製品製造業(家具を除く)	○製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業(竹、とうを含む)、その他の木製品製造業(竹、とうを含む)	○印は法第34条第4号に該当する場合がある。
	13-家具・装備品製造業	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業	
	14-パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
	15-印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業	
	16-化学工業	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業、その他の化学工業	
	17-石油製品・石炭製品製造業	石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業	
	18-プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)、その他のプラスチック製品製造業	
	19-ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属製品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業	
	20-なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、工業用革製品製造業(手袋を除く)、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業	
	21-窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業、○セメント・同製品製造業、○建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)、○陶磁器・同関連製品製造業、○耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業	○印は法第34条第2号に該当する場合がある。

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類	備考
E-製造業	22-鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業	
	23-非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)、非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業	
	24-金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理装置、配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろろ鉄器を除く)、金属線製品製造業(ねじ類を除く)、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業	
	25-はん用機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部品製造業	
	26-生産用機械器具製造業	農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部品製造業	
	27-業務用機械器具製造業	事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業	
	28-電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29-電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業	

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類	備考
E-製造業	30-情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業	
	31-輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運送車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	
	32-その他の製造業	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、晝等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業	
F-電気・ガス・熱供給・水道業	33-電気業	電気業	法第29条第1項第3号に該当する場合がある。
	34-ガス業	ガス業	〃
	35-熱供給業	熱供給業	〃
	36-水道業	上水道業、工業用水道業、下水道業	〃
G-情報通信業	37-通信業	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業	(法第29条第1項第3号該当事例あり)
	38-放送業	公共放送業(有線放送業を除く)、民間放送業(有線放送業を除く)、有線放送業	〃
	39-情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業	法第34条第1号に該当せず
	40-インターネット付随サービス業	インターネット付随サービス業	〃
	41-映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	〃
H-運輸業, 郵便業	42-鉄道業	鉄道業	法第29条第1項第3号に原則該当する。
	43-道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業	(法第29条第1項第3号該当事例あり)

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類	備考
H-運輸業, 郵便業	44-道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業	(法第29条第1項第3号該当事例あり)
	45-水運業	外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業	〃
	46-航空運輸業	航空運送業、航空機使用業(航空運送業を除く)	〃
	47-倉庫業	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)、冷蔵倉庫業	(法第34条第14号に該当する場合がある。)
	48-運輸に附帯するサービス業	港湾運送業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他運輸に附帯するサービス業	〃
	49-郵便業(信書便事業を含む)	郵便業(信書便事業を含む)	法第29条第1項第3号に原則該当する。
I-卸売業, 小売業	50-各種商品卸売業	各種商品卸売業	法第34条第1号に該当せず
	51-繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業(衣服・身の回り品を除く)、衣服卸売業、身の回り品卸売業	〃
	52-飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業	〃
	53-建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業	〃
	54-機械器具卸売業	産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業	〃
	55-その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業	〃
	56-各種商品小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	細分類参照
	57-織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業	〃

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類	備考
I－卸売業，小売業	58－飲食料品小売業	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業	細分類参照
	59－機械器具小売業	自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業(自動車、自転車を除く)	〃
	60－その他の小売業	家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業	〃
	61－無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業	〃
J－金融業，保険業	62－銀行業	中央銀行、銀行(中央銀行を除く)	法第34条第1号に該当せず
	63－協同組織金融業	中小企業等金融業、農林水産金融業	〃
	64－貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関	貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関	〃
	65－金融商品取引業，商品先物取引業	金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業	〃
	66－補助的金融業等	補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業	〃
	67－保険業(保険媒介代理業，保険サービス業を含む)	生命保険業、損害保険業、共済事業、少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業	〃
K－不動産業，物品賃貸業	68－不動産取引業	建物売買業，土地売買業，不動産代理業・仲介業	〃
	69－不動産賃貸業・管理業	不動産賃貸業(貸家業，貸間業を除く)、貸家業，貸間業、駐車場業、不動産管理業	〃
	70－物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	〃

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類	備考
Lー学術研究, 専門・技術サービス業	71ー学術・開発研究機関	自然科学研究所、人文・社会科学研究所	法第34条第1号に該当せず (法第34条第14号該当事例有り)
	72ー専門サービス業(他に分類されないもの)	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業	法第34条第1号に該当せず
	73ー広告業	広告業	〃
	74ー技術サービス業(他に分類されないもの)	獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、★写真業、その他の技術サービス業	法第34条第1号に該当せず (★印は細分類参照)
Mー宿泊業, 飲食サービス業	75ー宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業	法第34条第1号に該当せず
	76ー飲食店	食堂・レストラン(専門料理店除く)、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店	細分類参照
	77ー持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業	細分類参照
Nー生活関連サービス業, 娯楽業	78ー洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業	細分類参照
	79ーその他の生活関連サービス業	旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業	細分類参照
	80ー娯楽業	映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、競輪・競馬等の競争場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊技場、その他の娯楽業	法第34条第1号に該当せず
Oー教育, 学習支援業	81ー学校教育	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、幼保連携型認定こども園	法第34条第1号又は同条第14号に該当する場合がある
	82ーその他の教育, 学習支援業	社会教育、職業・教育支援施設、★学習塾、★教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業	法第34条第1号に該当する場合がある (★印は細分類参照)

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類	備考
P－医療, 福祉	83－医療業	○病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、★療術業、×医療に附帯するサービス業	○、×印を除いて法第34条第1号に該当する場合がある。 ○印は法第34条第14号該当する場合がある。 (★印は細分類参照)
	84－保健衛生	保健所、健康相談施設、その他の保健衛生	法第34条第1号に該当せず (法第29条第1項第3号該当事例あり)
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	×社会保険事業団体、×福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業	×印を除いて法第34条第1号又は同法第14号に該当する場合がある。
Q－複合サービス事業	86－郵便局	郵便局、郵便局受託業	法第34条第1号に該当する場合がある
	87－協同組合(他に分類されないもの)	農林水産業協同組合(他に分類されないもの)、事業協同組合(他に分類されないもの)	細分類参照
R－サービス業(他に分類されないもの)	88－廃棄物処理業	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業	法第34条第1号に該当せず
	89－自動車整備業	自動車整備業	細分類参照
	90－機械等修理業(別掲を除く)	機械修理業(電気機械器具を除く)、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業	〃
	91－職業紹介・労働者派遣業	職業紹介業、労働者派遣業	法第34条第1号に該当せず
	92－その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業	〃
	93－政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体	〃
94－宗教	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教	〃 (法第34条第14号に該当事例あり)	

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類	備考
R－サービス業(他に分類されないもの)	95－その他のサービス業	集会場、と畜場、他に分類されないサービス業	細分類参照
	96－外国公務	外国公館、その他の外国公務	法第34条第1号に該当せず
S－公務(他に分類されるものを除く)	97－国家公務	立法機関、司法機関、行政機関	法第29条第1項第3号並びに法第34条第1号又は同条第14号に該当する場合がある
	98－地方公務	都道府県機関、市町村機関	
T－分類不能の産業	99－分類不能の産業	分類不能の産業	

大分類 A-農業, 林業

中分類	小分類	細分類			備考
01 農業	010 管理, 補助的経済活動を行う事業所(01農業)	0100 主として管理事務を行う本社等	主として農業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 企画, 広報・宣伝, 生産・プロジェクト管理, 支社・支店等の管理, 出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する場合がある
		0109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として農業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷所	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する場合がある
011 耕種農業		0111 米作農業	主として, 米(水稻、陸稲)を栽培し、出荷する事業所	水稻作農業; 陸稲作農業	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する
		0112 米作以外の穀作農業	主として, 米以外の穀物を栽培し、出荷する事業所	麦作農業; 雑穀作農業	〃
		0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)	主として, 野菜を栽培し、出荷する事業所	野菜作農業; すいか・メロン・トマト作農業; 水耕等の養液栽培による野菜作農業; たけのこ栽培農業; △しいたけ栽培農業; △しめじ栽培農業; △もやし栽培農業	〃 (△は(注)を参照)
		0114 果樹作農業	主として, 果樹を栽培し、出荷する事業所	みかん作農業; りんご作農業; ぶどう作農業; かき作農業; くり作農業	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する
		0115 花き作農業	主として, 花きを栽培し、出荷する事業所	切り花類栽培業; 球根類栽培業; 鉢物類栽培業; 芝類栽培業; 植木(緑化木、庭公園樹等)栽培業; 盆栽業	〃
		0116 工芸農作物農業	主として, 工芸農作物を栽培し、出荷する事業所	たばこ作農業; さとうきび作農業; 茶作農業; てんさい作農業	〃
		0117 ばれいしょ・かんしょ作農業	主として, ばれいしょ又はかんしょを栽培し、出荷する事業所	ばれいしょ作農業; かんしょ作農業	〃
		0119 その他の耕種農業	主として, 飼肥料作物、採種用作物など他に分類されない作物を栽培し、出荷する事業所	飼肥料作物栽培業; 採種用作物栽培業; 果樹苗木栽培業; 桑苗栽培業	〃
012 畜産農業		0121 酪農業	主として, 生乳を生産し、出荷する事業所	酪農業	〃
		0122 肉用牛生産業	主として, 肉用牛を飼養する事業所	肉用牛肥育業; 肉用子牛生産業	〃
		0123 養豚業	主として, 豚を飼養する事業所	養豚業	〃

(注) しいたけ、しめじ、もやし栽培農業のうち農業者が行うものは、法第29条第1項第2号又は同条第2項第1号に該当する場合がある。

大分類 Aー農業, 林業

中分類	小分類	細分類			備考
01 農業	012 畜産農業	0124 養鶏業	主として、鶏卵の生産及び食鶏の飼育を行う事業所	養鶏業	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する
		0125 畜産類似業	主として、実験用・愛がん用動物の飼育、農作物・森林の保護及び種族保護を目的とする動物の飼育を行う事業所	実験用動物飼育業(マウス、ラット、モルモット、うさぎなど);愛がん用動物飼育業(カナリア、文鳥、犬など);いたち飼育業;きじ飼育業;昆虫類飼育業(かぶと虫、すず虫など);へび飼育業	〃
		126 養蚕農業	主として蚕の飼育及び蚕種の製造を行う事業所	養蚕農業;蚕種製造業	〃
		127 その他の畜産農業	主としてその他の畜産物を飼育する事業所	養ほう(蜂)業;毛皮獣養殖業(たぬき、きつね、ミンクなど)	〃
	013 農業サービス業(園芸サービス業を除く)	0131 穀作サービス業	穀作農業に係る育苗、耕起、植付、防除、刈取、脱穀、調製など、栽培から出荷までのいずれか1種類以上の作業を請負で行う事業所	育苗センター;各種米作作業請負業;×ライスセンター;×コントリーエレベーター;脱穀業(農家と請負契約によって脱穀を行うもの);農業用施設維持管理業;土地改良区	法第34条第4号に該当する場合あり(ライスセンター、コントリーエレベーターは該当しない)
		0132 野菜作・果樹作サービス業	野菜作及び果樹作の栽培から出荷までのいずれか1種類以上の作業を請負で行う事業所	共同選果場;野菜共同選別場	法第34条第4号に該当する場合あり
		0133 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業	穀作、野菜作、果樹作以外の作物の栽培から出荷までのいずれか1種類以上の作業を請負で行う事業所	さとうきび作作業請負業;花き共同選別場	〃
		0134 畜産サービス業(獣医業を除く)	主として請負で種付け、人工授精又は受精卵移植、育成、種卵採取、ふ卵、育すう、家畜の貸付・飼養管理などを行う事業所及びこれらに必要な施設を供与する事業所	人工授精業;種鶏業;ふ卵業;装てい(蹄)業;稚蚕共同飼育場	
014 園芸サービス業	0141 園芸サービス業	主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所	造園業;植木業(主として庭園作り、又は手入れなどを行うもの)ただし、公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成を主として請負う事業所は大分類Dー建設業[0622]に分類される。		
02 林業	020 管理、補助的経済活動を行う事業所(02林業)	0200 主として管理事務を行う本社等	主として林業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する場合がある

大分類 A-農業, 林業

中分類	小分類	細分類			備考
02 林業	020 管理, 補助的経済活動を行う事業所(02林業)	0209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として林業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷所	法第29条第1項第2号, 第2項第1号に該当する場合がある
	021 育林業	0211 育林業	将来直接利用するために保育されている山林で, その山林に対し, 林木の造林・保育・保護が主要作業である事業所	私有林経営業; 地方公共団体(財産区を含む)の経営する山林の事業所; 森林管理局; 森林管理署; 森林事務所; 生産森林組合等の育林を主とする協業体; 漆樹栽培業; 竹林業(たけのこ栽培を除く); 薪炭林経営業; 桐栽培業; 油桐栽培業; パルプ材育林業	法第29条第1項第2号, 第2項第1号に該当する
	022 素材生産業	0221 素材生産業	立木を購入し, 伐木して主として素材のまま販売する事業所	一般材生産業; パルプ材生産業; 坑木生産業; くい丸太生産業; 電柱用材生産業; 足場丸太生産業	○ ((注)を参照)
	023 特用林産物生産業(さこの類の栽培を除く)	0231 製薪炭業	直営による薪の切出製造を行う事業所及び主として木炭を製造する事業所	薪伐出製造業; 炭焼業(焼子を除く); 製炭会社; 木炭製造業; 黒炭製造業; 枝炭製造業; 白炭製造業 ただし, 他人に雇われて木炭を製造する焼子は事業所としない。	○ ((注)を参照)
		0239 その他の特用林産物生産業(さこの類の栽培を除く)	特用林産物のうち, 薪及び炭を除く林産物を生産する事業所	松やに採取業; うるし採取業; うるしかき業; 松根油採取業(森林内で行う松根油蒸留を含む); 樹脂精油採取業(抽出・蒸留を含む); 杉皮採取業; しゅろ皮はぎ業; 天然さのこ採取業; とうづる採取業; あけびつる採取業; 樹皮採取業; 松たけ採取業; 林内種実採取業; 粗製しょうのう採取業; コルク皮採取業; 野草採取業(葉草, 山菜など); ささ採取業; そだ採取業; 竹皮採取業; かや採取業; ふし(五倍子)採取業; 松葉採取業	
	024 林業サービス業	0241 育林サービス業	主として請負によって造林, 保育, 保護を行う事業所	育林請負業; 植林請負業	
		0242 素材生産サービス業	主として請負によって伐木又は伐木と運材を兼ね行う事業所	素材生産請負業; 木材伐出請負業; 伐木運材請負業; 共同貯木場(森林組合, 同連合会の運営によるもの)	○ ((注)を参照)
		0243 山林種苗生産サービス業	主として請負によって山林用苗木の育成のための事業を行う事業所	山林用種苗生産請負業	
		0249 その他の林業サービス業	他に分類されない主として請負で炭焼, 山番などの林業に附帯するサービスを提供する事業所	薪請負製造業; 炭焼請負業; 炭賃焼業; 山番業	○ ((注)を参照)

(注) 備考欄○印業務を単独で営む者は法第29条第1項第2号又は同条第2項第1号に該当するが, 他の業務と兼業し営む場合には法第34条第4号に該当するか否か個別具体的に判断する。

大分類 A-農業, 林業

中分類	小分類	細分類			備 考
02 林業	029 その他の林業	0299 その他の林業	他に分類されない林業、狩猟業を営む事業所	狩猟業; わなかけ業; 猟師業; 昆虫類採捕業; へび採捕業; 山林用種苗業 本分類には毛皮用、食用のための鳥獣の捕獲、害鳥獣の捕獲又は昆虫類、へびなどの採捕並びに山林用種苗業も含まれる。	

大分類 B-漁業

中分類	小分類	細分類			備考	
03 漁業(水産養殖業を除く)	030 管理, 補助的経済活動を行う事業所(03漁業)	0300 主として管理事務を行う本社等	主として漁業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 企画, 広報・宣伝, 生産・プロジェクト管理, 支社・支店等の管理, 出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する場合がある	
		0309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として漁業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷所	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する場合がある	
	031 一般海面漁業	0311 底びき網漁業	0311 底びき網漁業	底びき網漁具をえい航して行う漁業の事業所	遠洋底びき網漁業; 以西底びき網漁業; 沖合底びき網漁業; 小型機船底びき網漁業; 手操網漁業; うたせ網漁業; けた網漁業; 浮びき網漁業	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する
			0312 まき網漁業	まき網漁具を使用して行う漁業の事業所	大中型まき網漁業; 中型まき網漁業; いわし揚操(巾着)網漁業; あじ・さば揚操(巾着)網漁業; いわし縫切網漁業; 揚操網漁業; 巾着網操業; まき網漁業	〃
			0313 刺網漁業	刺網漁具を使用して行う漁業の事業所	いわし刺(流)網漁業; にしん刺(流)網漁業; たら刺(流)網漁業; かに刺(流)網漁業; いか刺(流)網漁業; かじき等刺(流)網漁業; さけ・ます刺(流)網漁業	〃
			0314 釣・はえなわ漁業	釣漁具あるいははえなわ漁具を使用して行う漁業の事業所	かつお一本釣漁業; いかつり漁業; あじ・さば一本釣漁業; 一本釣漁業; 手釣漁業; 文鎮こぎ漁業; まぐろはえ縄漁業; たらはえ縄漁業; たいはえ縄漁業; ひき縄漁業; はえ縄漁業	〃
			0315 定置網漁業	定置網漁具を使用して行う漁業の事業所をいう。	にしん定置網漁業; ぶり・まぐろ落網漁業; 台網漁業; 落網漁業; ます網漁業	〃
			0316 地びき網・船びき網漁業	地びき網漁具あるいは船びき網漁具を使用して行う漁業の事業所	地びき網漁業; 船びき網漁業	〃
			0317 採貝・採藻業	貝けた漁業, 潜水器漁業によるものを除き, 各種の方法で貝・藻類を採取する事業所	真珠採取業; あさり採取業; はまぐり採取業; かき採取業; あわび採取業; さざえ採取業; 採貝業; こんぶ採取業; わかめ採取業; 天草採取業; のり採取業; 採藻業; 海女による採貝・採藻業	〃
			0318 捕鯨業	主として鯨類を捕獲する事業所	母船式捕鯨業; 近海捕鯨業	〃

大分類 B-漁業

中分類	小分類	細分類			備考
03 漁業(水産養殖業を除く)	031 一般海面漁業	0319 その他の海面漁業	海面において他に分類されない水産動植物を採捕する事業所	たこつぼ漁業;うに採取業;なまこ採取業;さんご採取業;海綿採取業;潜水器漁業;つぼ漁業;かご漁業;筒漁業;やす漁業;突棒漁業;さんま棒受網漁業;あじ・さば棒受網漁業;四そう張漁業;敷網漁業	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する
	032 内水面漁業	0321 内水面漁業	河川、湖沼などの淡水において自然繁殖している(まき付、放苗、投石、耕うんなどいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む)水産動植物を採捕する事業所	河川漁業;湖沼漁業;う飼漁業;肥料用藻類採取業;ため池漁業;やな漁業;えり漁業;ひき網漁業(内水面漁業のもの);まき網漁業(内水面漁業のもの);敷網漁業(内水面漁業のもの);かぶせ網漁業(内水面漁業のもの);投網漁業(内水面漁業のもの);魚釣業(内水面漁業のもの);はえ網漁業(内水面漁業のもの)	〃
04 水産養殖業	040 管理、補助的経済活動を行う事業所(04水産養殖業)	0400 主として管理事務を行う本社等	主として水産養殖業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する場合があります
		0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	主として水産養殖業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫;自家用修理工場;自家用補修所;自家用集荷所	〃
041 海面養殖業	0411 魚類養殖業	0411 魚類養殖業	魚類の養殖を行う事業所	ぎんざけ養殖業;まあじ養殖業;しまあじ養殖業;ぶり養殖業;ひらまさ養殖業;かんばち養殖業;まだい養殖業;ちだい養殖業;くろだい養殖業;ひらめ養殖業;ふぐ類養殖業	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する
		0412 貝類養殖業	貝類の養殖を行う事業所	ほたてがい養殖業;かき類養殖業;あわび類養殖業;もがい養殖業;あかがい養殖業;いたやがい養殖業;ひおうぎ養殖業;あさり養殖業	〃
		0413 藻類養殖業	藻類の養殖を行う事業所	こんぶ類養殖業;わかめ類養殖業;のり類養殖業;もずく養殖業	〃
		0414 真珠養殖業	真珠母貝に真珠核挿入の手術を施し、真珠の養殖を行う事業所	真珠養殖業	〃
		0415 種苗養殖業	海産魚介類の種苗養殖を行う事業所及び真珠母貝の稚貝を採苗し成貝まで養殖する事業所	ぶり類種苗養殖業;たい類種苗養殖業;くるまえび種苗養殖業;真珠母貝養殖業;ほたてがい種苗養殖業;かき類種苗養殖業;わかめ種苗養殖業	〃

大分類 B-漁業

中分類	小分類	細分類			備 考
04 水産養殖業	041 海面養殖業	0419 その他の海面養殖業	他に分類されない海産動物類の養殖を行う事業所	くるまえび養殖業;ほや類養殖業;がざみ養殖業;うに養殖業	法第29条第1項第2号、第2項第1号に該当する
	042 内水面養殖業	0421 内水面養殖業	内水面において行う養殖業で、池中養殖、ため池養殖、水田養魚、いけす養魚を行う事業所	こい養殖業;ふな養殖業;うなぎ養殖業;さけ・ます類養殖業;あゆ養殖業;錦鯉養殖業;テトラピア養殖業;金魚養殖業;すっぽん養殖業;水田養魚業;どじょう養殖業;ぼら養殖業;淡水真珠養殖業;淡水真珠母貝養殖業	〃

大分類 I-卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
56 各種商品 小売業	560 管理, 補助的経済活動を行う事業所(56各種商品小売業)	5600 主として管理事務を行う本社等	主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×
		5608 自家用倉庫	各種商品小売業において, 自企業の物品等を保管する事業所	自家用倉庫	×	×
		5609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として各種商品小売業における活動を促進するため, 同一企業のお的事业所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を提供する事業所	自家用車庫; 自家用修理工場	×	×
	561 百貨店, 総合スーパー	5611 百貨店, 総合スーパー	衣, 食, 住にわたる各種の商品を小売する事業所で, その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって, 従業者が常時50人以上のもの ただし, 従業者が常時50人以上であっても衣, 食, 住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。	百貨店・デパートメントストア(従業者が常時50人以上のもの); 総合スーパー(従業者が常時50人以上のもの)	×	×
	569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	衣, 食, 住にわたる各種の商品を小売する事業所で, その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって, 従業者が常時50人未満のもの	百貨店・デパートメントストア(従業者が常時50人未満のもの); ミニスーパー(衣, 食, 住にわたって小売するもの); よろず屋(衣, 食, 住にわたって小売するもの)	×	△ ((注)を参照)

(注) 備考欄△は、ミニスーパー、コンビニエンスストア[5891]は法第34条第1号に該当する。

大分類 I-卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22 条第6号 該当	法第34 条第1号 該当
57 織物・衣服・身の 回り品小 売業	570 管理, 補助 的経済活動 を行う事業 所(57織物・ 衣服・身の 回り品小売 業)	5700 主として管理事務 を行う本社等	主として織物・衣服・身の 回り品小売業の事業 所を統括する本社等と して, 自企業の経営を推 進するための組織全体 の管理統括業務, 人事 人材育成, 総務, 財務 ・経理, 法務, 知的財産 管理, 企画, 広報・宣 伝, 調査・研究開発, 生 産・プロジェクト管理, 不 動産管理, 情報システム 管理, 保有資機材の管 理, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達等の現 業以外の業務を行う事 業所	管理事務を行う本社・本所・本 店・支社・支所	×	×
		5708 自家用倉庫	織物・衣服・身の回り品 小売業において, 自企 業の物品等を保管する 事業所	自家用倉庫	×	×
		5709 その他の管理, 補 助的経済活動を行 う事業所	主として織物・衣服・身の 回り品小売業におけ る活動を促進するため, 同一企業の他事業所 に対して, 輸送, 清掃, 修 理・整備, 保安等の支援 業務を提供する事業所	自家用車庫; 自家用修理工場	×	×
	571 呉服・服地・ 寝具小売業	5711 呉服・服地小売業	主として呉服及び服地 を小売する事業所	呉服店; 和服小売業; 反物小売 業; 帯小売業; 服地小売業; 小 ざれ小売業; 裏地小売業; ら しゃ小売業	○	○
		5712 寝具小売業	主として寝具類を小売 する事業所	ふとん小売業; 毛布小売業; ふ とん地小売業; 敷布小売業; 蚊 帳小売業; ふとん綿小売業; 丹 前小売業; ナイトガウン小売業; まくら小売業; マットレス小売業; パジャマ小売業	×	×
	572 男子服小売 業	5721 男子服小売業	主として既製・注文を問 わず背広服, 学生服, オーバーコートなどの男 子服を小売する事業所	洋服店; 注文服店(材料店持ち のもの); テーラーショップ; 学生 服小売業; オーバーコート小売 業; レインコート小売業; ジャン パー小売業; 作業服小売業; ズ ボン小売業	○	○
	573 婦人・子供 服小売業	5731 婦人服小売業	主として既製・注文を問 わず婦人服を小売する 事業所	婦人服小売業; 婦人服仕立業; 婦人用事務服小売業; 洋裁店; レインコート小売業; 毛皮コート 小売業; プティック(婦人服)	○	○
		5732 子供服小売業	主として既製・注文を問 わず子供服を小売する 事業所	子供服小売業; 子供服仕立業; ベビー服小売業	○	○

大分類 I-卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	
57 織物・衣服・身の回り品小売業	574 靴・履物小売業	5741 靴小売業	主として各種の靴類(革製, 布製, ゴム製, ビニール製など, 材料のいかんを問わない)を小売する事業所	靴小売業; ゴム靴小売業; 合成皮革靴小売業; プラスチック成形靴小売業; 布製靴小売業; 地下足袋小売業; 靴附属品小売業; 注文靴小売業; 靴ひも小売業; 靴墨小売業	○	○	
		5742 履物小売業(靴を除く)	主としてげた, 草履, スリッパなどを小売する事業所	履物小売業; げた屋; 草履小売業; スリッパ小売業; サンドル小売業	○	○	
	579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	5791 かばん・袋物小売業	主としてかばん及びハンドバッグ, 札入れ, 名刺入れなどの袋物を小売する事業所	かばん小売業; トランク小売業; ハンドバッグ小売業; 袋物小売業	○	○	
		5792 下着類小売業	主として下着類を小売する事業所	補整着小売業; 下着小売業; Tシャツ小売業	○	○	
		5793 洋品雑貨・小間物小売業	主として洋品雑貨及び小間物を小売する事業所	洋品店; 装身具小売業(貴金属製を除く); 化粧品小売業; シャツ小売業; ワイシャツ小売業; 帽子小売業; ネクタイ小売業; ハンカチーフ小売業; ふろしき小売業; 手ぬぐい小売業; タオル小売業; 足袋小売業; 靴下小売業; 扇子・うちわ小売業; 紋章小売業; ベルト小売業; バックル小売業; 裁縫用品小売業	○	○	
		5799 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	主として傘, ステッキなど他に分類されない衣服及び身の回り品を小売する事業所	洋傘小売業; 和傘小売業; ステッキ小売業; 白衣小売業; 水着小売業(競泳用を除く)	○	○	
	58 飲食料点小売業	580 管理, 補助的経済活動を行う事業所(58飲食料品小売業)	5800 主として管理事務を行う本社等	主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資産機材の管理, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×
			5808 自家用倉庫	飲食料品小売業において, 自企業の物品等を保管する事業所	自家用倉庫	×	×
			5809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として飲食料品小売業における活動を促進するため, 同一企業その他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を提供する事業所	自家用車庫	×	×

大分類 I-卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
58 飲食品 小売業	581 各種食品 小売業	5811 各種食品小売業	主として各種食品を一括して一事業所で小売する事業所	各種食品店;食料雑貨店	○	○
	582 野菜・果実 小売業	5821 野菜小売業	主として野菜を小売する事業所	野菜小売業;八百屋	○	○
		5822 果実小売業	主として果実を小売する事業所	果実小売業;果物屋	○	○
	583 食肉小売業	5831 食肉小売業(卵, 鳥肉を除く)	主として食肉及び肉製品を小売する事業所	肉屋;獣肉小売業;塩蔵肉小売業;冷凍肉小売業;肉製品小売業;魚肉ハム・ソーセージ小売業	○	○
		5832 卵・鳥肉小売業	主として卵及び鳥肉を小売する事業所	卵小売業;鳥肉小売業	○	○
	584 鮮魚小売業	5841 鮮魚小売業	主として各種鮮魚及び貝類を小売する事業所	魚屋;鮮魚小売業;貝類小売業;かき小売業;川魚小売業;冷凍魚小売業;海藻小売業(生のもの)	○	○
	585 酒小売業	5851 酒小売業	主として酒を小売する事業所	酒屋	○	○
	586 菓子・パン 小売業	5861 菓子小売業(製造小売)	主として各種の菓子類, あめ類を製造してその場所で小売する事業所	洋菓子小売業(製造小売);和菓子小売業(製造小売);干菓子小売業(製造小売);だ菓子小売業(製造小売);せんべい小売業(製造小売);あめ小売業(製造小売);ケーキ小売業(製造小売);まんじゅう小売業(製造小売);もち小売業(製造小売);焼いも屋;甘がり小売業;アイスクリーム・アイスキャンデー小売業(製造小売);ドーナツ小売業(製造小売)	×	×
			主として各種の菓子類, あめ類を小売する事業所(製造小売を除く)	洋菓子小売業(製造小売でないもの);和菓子小売業(製造小売でないもの);干菓子小売業(製造小売でないもの);だ菓子小売業(製造小売でないもの);せんべい小売業(製造小売でないもの);あめ小売業(製造小売でないもの);ケーキ小売業(製造小売でないもの);まんじゅう小売業(製造小売でないもの);もち小売業(製造小売でないもの);アイスクリーム・アイスキャンデー小売業(製造小売でないもの);ドーナツ小売業(製造小売でないもの)	○	○
		5863 パン小売業(製造小売)	主として食パン, コッペパン, 菓子パンなど各種のパン類を製造してその場所で小売する事業所	パン小売業(製造小売)	×	×

大分類 I-卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
58 飲食料品 小売業	586 菓子・パン 小売業	5864 パン小売業(製造 小売でないもの)	主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を小売する事業所(製造小売を除く)	パン小売業(製造小売でないもの)	○	○
	589 その他の飲 食料品小売 業	5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)	主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所	コンビニエンスストア	×	○
		5892 牛乳小売業	主として牛乳を小売する事業所	牛乳小売業;牛乳スタンド	○	○
		5893 飲料小売業(別掲を除く)	主として酒類及び牛乳以外の各種の飲料を小売する事業所	清涼飲料小売業;果汁飲料小売業;ミネラルウォーター小売業;乳酸菌飲料小売業;茶類飲料小売業	○	○
		5894 茶類小売業	主として各種の茶(緑茶、紅茶など)及び類似品(ココア、コーヒーなど)を小売する事業所	茶小売業;こぶ茶小売業;コーヒー小売業;ココア小売業;豆茶小売業;麦茶小売業;紅茶小売業	○	○
		5895 料理品小売業	主として各種の料理品(折詰料理、そう菜など)を小売する事業所	そう(惣)菜屋;折詰小売業;揚物小売業;駅弁売店;調理パン小売業(サンドイッチ、ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置きのもの);おにぎり小売業;すし小売業(他から仕入れたもの又は作り置きのもの);煮豆小売業;ハンバーガー店(他から仕入れたもの又は作り置きのもの);持ち帰り弁当屋(他から仕入れたもの又は作り置きのもの);ピザ小売業(他から仕入れたもの又は作り置きのもの)	○	○
		5896 米穀類小売業	主として米麦、雑穀及び豆類を小売する事業所	米麦小売業;雑穀小売業;豆類小売業	○	○
		5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	主として豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわなどの加工食品を小売する事業所	豆腐小売業;こんにゃく小売業;納豆小売業;つくだ煮小売業;漬物小売業;たい味そ小売業;ちくわ小売業;おでん材料小売業	×	○
		5898 乾物小売業	主として水産物及び農産物の乾物を小売する事業所	乾物屋;干魚小売業;干びょう小売業;ふ(麩)小売業;乾燥野菜小売業;乾燥果実小売業;こうや(高野)豆腐小売業;干しのり小売業;くん製品小売業;海藻小売業(乾燥したもの)	○	○

大分類 I-卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
58 飲食料品 小売業	589 その他の飲 食料品小売 業	5899 他に分類されない 飲食料品小売業	主として他に分類されない 飲食料品を小売する 事業所	氷小売業;乾めん類小売業;イ ンスタントラーメン小売業;缶詰 小売業;乳製品小売業(ヨーグ ルト, バター, チーズなど);調 味料小売業(塩, 味そ, しょう 油, 食酢, ソース, 砂糖, 食用油 脂, 香辛料, 七味とうがらしな ど)	○	○
59 機械器具 小売業	590 管理, 補助 的経済活動 を行う事業 所(59機械 器具小売 業)	5900 主として管理事務 を行う本社等	主として機械器具小売 業の事業所を統括する 本社等として, 自企業の 経営を推進するための 組織全体の管理統括業 務, 人事・人材育成, 総 務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究 開発, 生産・プロジェクト 管理, 不動産管理, 情 報システム管理, 保有資 機材の管理, 仕入・原材 料購入, 役務・資材調達 等の現業以外の業務を 行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本 店・支社・支所	×	×
		5908 自家用倉庫	機械器具小売業におい て, 自企業の物品等を 保管する事業所	自家用倉庫	×	×
		5909 その他の管理, 補 助的経済活動を行 う事業所	主として機械器具小売 業における活動を促進 するため, 同一企業の 他事業所に対して, 輸 送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を提 供する事業所	自家用車庫;自家用修理工場	×	×
	591 自動車小売 業	5911 自動車(新車)小売 業	主として自動車(新車) を小売する事業所	自動車(新車)小売業	×	×
		5912 中古自動車小売業	主として中古自動車を 小売する事業所	中古自動車小売業	×	×
		5913 自動車部分品・附 属品小売業	主として自動車の部分 品及び附属品を小売す る事業所	自動車部分品・附属品小売業; 自動車タイヤ小売業;カーア クセサリ小売業;カーエアコン小 売業;カーステレオ小売業; カーナビゲーション小売業	×	×
		5914 二輪自動車小売業 (原動機付自転車 を含む)	主として二輪自動車(原 動機付自転車を含む) 及びその部分品, 附属 品を小売する事業所	二輪自動車小売業;スクータ小 売業;原動機付自転車小売業; 二輪自動車部分品・附属品小 売業	○	○
592 自転車小売 業	5921 自転車小売業	主として自転車及びそ の部分品, 附属品を小 売する事業所	自転車店;リヤカー小売業;自 転車・同部分品・附属品小売 業;自転車タイヤ・チューブ小売 業;中古自転車小売業	○	○	

大分類 I-卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
59 機械器具 小売業	593 機械器具小 売業(自動 車, 自転車 を除く)	5931 電気機械器具小売業(中古品を除く)	主としてテレビジョン受信機, ラジオ受信機, 電気冷蔵庫, 電熱器, 電気アイロン, 電球など各種の家庭用電気機械器具及びその部分品を小売する事業所	電気機械器具小売業; テレビジョン受信機小売業; 電気洗濯機小売業; 電気ストーブ小売業; 電気アイロン小売業; 電気冷蔵庫小売業; 電気掃除機小売業; 電球小売業; 電気音響機械器具小売業(オーディオ機器, ヘッドフォン, イヤホンなど); 扇風機小売業; 電気医療機械器具小売業; 電気井戸ポンプ小売業; CDプレーヤ小売業; DVDレコーダ小売業; ビデオカメラ小売業; 録音・録画ディスクメディア小売業(CD, DVD, ブルーレイディスク, SDカードなどで記録されていないもの); 電話機小売業; 携帯電話機小売業; 電気毛布小売業; ホットカーペット小売業; デジタルカメラ小売業	×	○
		5932 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)	主としてタイムレコーダ, パーソナルコンピュータ, プリンターなど各種の電気事務機械器具及びその部分品・附属品を小売する事業所	パーソナルコンピュータ小売業; データ保存用CD・DVD小売業(記録されていないもの); パソコンソフト小売業(ゲーム用ソフトを除く)	×	○
		5933 中古電気製品小売業	主として中古テレビジョン受信機, 中古電気冷蔵庫, 中古電気洗濯機及び中古パーソナルコンピュータなど各種の中古電気製品を小売りする事業所	中古テレビジョン受信機小売業; 中古電気冷蔵庫小売業; 中古電気洗濯機小売業; 中古パーソナルコンピュータ小売業	×	○
		5939 その他の機械器具小売業	主としてその他の機械器具を小売する事業所	ガス器具小売業; ミシン・編機・同部分品小売業; 石油ストーブ小売業; 度量衡器小売業; 金庫小売業; 浄水器小売業	×	○
60 その他の 小売業	600 管理, 補助的経済活動を行う事業所(60その他の小売業)	6000 主として管理事務を行う本社等	主としてその他の小売業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×
		6008 自家用倉庫	その他の小売業において, 自企業の物品等を保管する事業所	自家用倉庫	×	×

大分類 I—卸売業、小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	
60 その他の小売業	600 管理、補助的経済活動を行う事業所(60その他の小売業)	6009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	主としてその他の小売業における活動を促進するため、同一企業その他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所	自家用車庫;自家用修理工場	×	×	
	601 家具・建具・畳小売業	6011 家具小売業	主として各種の家庭用家具を小売する事業所	家具小売業;洋家具小売業;和家具小売業;いす小売業;机小売業;卓子小売業;ベッド小売業;つい立小売業;びょうぶ小売業;浴槽小売業;額縁小売業;本箱小売業;鏡台小売業;じゅうたん小売業;カーテン小売業		×	×
		6012 建具小売業	主としてふすま、障子、その他の建具を小売する事業所	建具小売業;木製建具小売業;金属製建具小売業;建具屋		×	×
		6013 畳小売業	主として畳、ござ、花むしる類を小売する事業所	畳小売業;ござ小売業;花むしる小売業		×	×
		6014 宗教用具小売業	主として各種の宗教用具を小売する事業所	仏具小売業;神具小売業		×	×
	602 じゅう器小売業	6021 金物小売業	主として家庭用その他各種の金物雑貨などを小売する事業所	金物店;刃物小売業;そり刃小売業;くぎ小売業;ほうろう鉄器小売業;鉄器小売業;アルミニウム製品小売業;鋳前小売業;魔法瓶小売業		○	○
		6022 荒物小売業	主としてほうき、ざる、日用雑貨(荒物を主とするもの)、ろうそくなどあるいはこれらのものを合わせ小売する事業所	荒物屋;日用雑貨小売業(荒物を主とするもの);ほうき小売業;ざる小売業;はし小売業;ふるい小売業;たわし小売業;竹かご小売業;バスケット小売業;竹細工小売業;わら製品小売業;縄小売業;しゅろ細工小売業;ろうそく小売業;マッチ小売業;こうり(行李)小売業;ポリバケツ小売業;ガムテープ・荷造ひも小売業;農業用ビニールシート小売業		○	○
		6023 陶磁器・ガラス器小売業	主として各種の陶磁器及びガラス器を小売する事業所	瀬戸物小売業;焼物小売業;土器小売業;陶器小売業;磁器小売業;ガラス器小売業;食器小売業(陶磁器製、ガラス製のもの);花器小売業(陶磁器製、ガラス製のもの)		○	○
		6029 他に分類されないじゅう器小売業	主として他に分類されないじゅう器を小売する事業所	漆器小売業;茶道具小売業;花器小売業(陶磁器製、ガラス製のものを除く);プラスチック製食器小売業;華道具小売業;貴金属製食器小売業		×	×

大分類 I-卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
60 その他の 小売業	603 医薬品・化粧品小売業	6031 ドラッグストア	主として医薬品, 化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として, 家庭用品, 加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式によって小売する事業所	ドラッグストア	×	×
		6032 医薬品小売業(調剤薬局を除く)	主として一般用医薬品及び医療用品を小売する事業所	薬局(一般用医薬品の小売を主とするもの); 薬店; 漢方薬小売業; 生薬小売業; 薬種小売業	○	○
		6033 調剤薬局	主として医師の処方せんに基づき医療用医薬品を調剤し, 販売又は授与する事業所	薬局(調剤を主とするもの); 調剤薬局; ファーマシー(調剤を主とするもの)	○	○
		6034 化粧品小売業	主として化粧品を小売する事業所	化粧品店; 香水小売業; 香油小売業; おしろい小売業; 整髪料小売業; 石けん小売業(化粧, 洗顔, 薬用のもの); 歯磨小売業; シャンプー小売業; 白髪染小売業	○	○
604 農耕用品小売業	6041 農業用機械器具小売業	6041 農業用機械器具小売業	主として農業用機械器具を小売する事業所	農業用機械器具小売業; すき・くわ・かま小売業; 鳥獣害防除器具小売業; 畜産用機器小売業; 養蚕用機器小売業; 耕うん機小売業; ハンドトラクタ小売業; コンバイン小売業	×	○
		6042 苗・種子小売業	主として苗及び種子を小売する事業所	種苗小売業; 苗木小売業; 種子小売業	×	○
		6043 肥料・飼料小売業	主として肥料, 農薬及び飼料を小売する事業所	肥料小売業(化学肥料, 有機質肥料, 複合肥料など); 飼料小売業; 農薬小売業; 園芸用土小売業	×	○
605 燃料小売業	6051 ガソリンスタンド	6051 ガソリンスタンド	計量器付の給油ポンプを備え, 主として自動車その他の燃料用ガソリン, 軽油及び液化石油ガス(LPG)を小売する事業所	ガソリンスタンド; 給油所; 液化石油ガス(LPG)スタンド	×	○
		6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	主として灯油, プロパンガス, 石炭, まきなどの燃料を小売する事業所	薪炭小売業; 練炭小売業; 豆炭小売業; 石炭小売業; プロパンガス小売業; 灯油小売業	○	○
606 書籍・文房具小売業	6061 書籍・雑誌小売業(古本を除く)	6061 書籍・雑誌小売業(古本を除く)	主として書籍及び雑誌を小売する事業所	書店; 洋書取次店; 楽譜小売業	×	○
		6062 古本小売業	主として古書籍, 古雑誌などの古本を小売りする事業所	古本屋; 古書籍小売業; 古雑誌小売業	×	○
		6063 新聞小売業	主として新聞を小売する事業所	新聞販売店; 新聞取次店	×	○

大分類 I-卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
60 その他の小売業	606 書籍・文房具小売業	6064 紙・文房具小売業	主として紙、紙製品及び文房具を小売する事業所	洋紙小売業;板紙小売業;和紙小売業;ふすま紙小売業;障子紙小売業;帳簿類小売業;ノート小売業;万年筆小売業;鉛筆小売業;ペン小売業;インキ小売業;すずり小売業;筆小売業;朱肉小売業;製図用具小売業;そろばん小売業;手工材料小売業;絵画用品小売業(水彩絵具, 毛筆, パレット, 画架など)	○	○
		6071 スポーツ用品小売業	主として各種のスポーツ用品を小売する事業所	運動具小売業;スポーツ用品小売業;ゴルフ用品小売業;釣具小売業;狩猟用具小売業;スポーツ用靴小売業(スキー靴, スケート靴, 登山靴, スパイクシューズなど);運動衣小売業(野球用ユニホーム, 剣道着, 柔道着など);ジェットスキー小売業;サーフボード小売業;登山用品小売業(登山ザック, 登山用テントなど);競泳用水着小売業	×	○
		6072 がん具・娯楽用品小売業	主としてがん具及び娯楽用品を小売する事業所	おもちゃ屋;人形小売業;模型がん具小売業;教育がん具小売業;羽子板小売業;娯楽用品小売業(囲碁, 将棋, マージャン, トランプ, 花札, かるたなど);テレビゲーム機小売業;ゲーム用ソフト小売業	○	○
		6073 楽器小売業	主として各種の楽器及びレコードを小売する事業所	洋楽器小売業;ピアノ小売業;和楽器小売業;三味線小売業;レコード・ミュージックテープ小売業;コンパクトディスク小売業(音楽用のもの)	×	×
	608 写真機・時計・眼鏡小売業	6081 写真機・写真材料小売業	主として写真機及び写真材料を小売する事業所	写真機小売業;撮影機小売業;映写機小売業;写真感光材料小売業;写真フィルム小売業	×	×
		6082 時計・眼鏡・光学機械小売業	主として時計, 眼鏡及び光学機械並びに附属品を小売する事業所	時計屋;眼鏡小売業;コンタクトレンズ小売業;双眼鏡小売業;望遠鏡小売業	×	○
	609 他に分類されない小売業	6091 ホームセンター	主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に, 家庭用品, 園芸用品, 電気機械器具, 家具・収納用品, 建築材料などの住関連商品を総合的, 系統的に品揃えし, セルフサービス方式により小売りする事業所で, 店舗規模が大きい事業所	ホームセンター	×	×
		6092 たばこ・喫煙具専門小売業	専らたばこ及び喫煙具を小売する事業所	たばこ・喫煙具専門小売店 なお, たばこ及び喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねている事業所については, 他の商品によって分類される。	○	○

大分類 I-卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	令第34条第1号該当
60 その他の小売業	609 他に分類されない小売業	6093 花・植木小売業	主として花及び植木を小売する事業所	花屋;切花小売業;フローリスト;植木小売業;盆栽小売業	×	○
		6094 建築材料小売業	主として木材, セメント, 板ガラスなどの建築材料を小売する事業所	木材小売業;セメント小売業;板ガラス小売業;ブロック小売業;プラスチック建材小売業	×	×
		6095 ジュエリー製品小売業	主として金・銀加工製品及び宝石類を小売する事業所	宝石小売業;金製品小売業;銀製品小売業;白金製品小売業;装身具小売業(貴金属製のもの)	×	×
		6096 ペット・ペット用品小売業	主として犬, 猫, 小鳥, 熱帯魚などのペット及びペットフード, ペット用品を小売する事業所	ペットショップ;愛がん用動物小売業;観賞用魚小売業;ペットフード小売業	×	×
		6097 骨とう品小売業	主として骨とう品を小売する事業所	骨とう品小売業	×	×
		6098 中古品小売業(骨とう品を除く)	主として中古の衣服, 家具, 楽器, 運動用品, 靴など他に分類されない中古品を小売する事業所	中古衣服小売業;古道具小売業;中古家具小売業;古建具小売業;古楽器小売業;古写真機小売業;古運動具小売業;中古靴小売業;古レコード小売業;中古CD小売業;中古ゲーム用ソフト小売業;リサイクルショップ(中古電気製品小売業, 古本屋を除く)	×	×
6099 他に分類されないその他の小売業	主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所	美術品小売業(骨とう品を除く);名刺小売業;印章小売業;印判小売業;帆布小売業;造花小売業;標本小売業;旗さお・物干しざお小売業;碑石・墓石小売業;石工業(個人の注文によって彫刻, 仕上げを行い販売するもの);荷車小売業(中古品を含む);古切手小売業;郵趣品(記念切手類・同収集品)小売業;古銭小売業;教育用磁気テープ小売業;合成洗剤小売業;石けん小売業(化粧, 洗顔, 薬用以外のもの);CD, DVD, ブルーレイディスク小売業(記録済みで音楽用以外のもの);絵画小売業;金・銀・白金地金小売業;録画テープ小売業(記録済みのもの)	×	×		
61 無店舗小売業	610 管理, 補助的経済活動を行う事業所(61無店舗小売業)	6100 主として管理事務を行う本社等	主として無店舗小売業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×

大分類 I—卸売業, 小売業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
61 無店舗小売業	610 管理, 補助的経済活動を行う事業所(61無店舗小売業)	6108 自家用倉庫	無店舗小売業において, 自企業の物品等を保管する事業所	自家用倉庫	×	×
		6109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として無店舗小売業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を提供する事業所	自家用車庫; 自家用修理工場	×	×
611 通信販売・訪問販売小売業		6111 無店舗小売業(各種商品小売)	無店舗により衣, 食, 住にわたる各種の商品を小売する事業所で, その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所	カタログ販売小売業(衣, 食, 住にわたって小売するもの); インターネット販売小売業(衣, 食, 住にわたって小売するもの)	×	×
		6112 無店舗小売業(織物・衣服・身の回り品小売)	無店舗により, 呉服, 服地, 衣服, 靴, 帽子, 洋品雑貨, 小間物などを小売する事業所	衣服カタログ販売小売業; 下着カタログ販売小売業; 衣服・靴インターネット販売小売業	×	×
		6113 無店舗小売業(飲食料品小売)	無店舗により, 飲食料品を小売する事業所	飲食料品カタログ販売小売業; 飲食料品インターネット販売小売業; 栄養補助食品(サプリメント)インターネット販売小売業	×	×
		6114 無店舗小売業(機械器具小売)	無店舗により, 自動車(中古を含む), 自転車(中古を含む)及び家庭用機械器具並びにそれぞれの部分品, 附属品を小売する事業所	自動車カタログ販売小売業; 自動車インターネット販売小売業; カーアクセサリ小売業(無店舗のもの); 家電インターネット販売小売業	×	×
		6119 無店舗小売業(その他の小売)	無店舗により, 家具, じゅう器, 化粧品, 書籍, 文房具, 時計, 楽器, スポーツ用品など他に分類されないその他の商品を小売する事業所	家具カタログ販売小売業; 医薬品配置小売業; 化粧品インターネット販売小売業; 化粧品訪問販売小売業; 書籍・文房具インターネット販売小売業; スポーツ用品インターネット販売小売業; がん具インターネット販売小売業	×	×
612 自動販売機による小売業	6121 自動販売機による小売業	店舗を持たず, 自動販売機により衣料品, 飲食料品, がん具などを小売する事業所	自動販売機による小売業(飲料); 自動販売機による小売業(食料品); 自動販売機による小売業(たばこ); 自動販売機による小売業(雑誌); 自動販売機による小売業(衣料品); 自動販売機による小売業(スポーツ用品); 自動販売機による小売業(がん具)	×	×	
619 その他の無店舗小売業	6199 その他の無店舗小売業	他に分類されないその他の無店舗により小売する事業所	他に分類されないその他の無店舗小売業	×	×	

大分類 Lー学術研究, 専門・技術サービス業

中分類	小分類	細分類			令第22 条第6号 該当	法第34 条第1号 該当
74 技術サー ビス業 (他に分 類されな いもの)	746 写真業	7461 写真業(商業写真 業を除く)	主として肖像を撮影し、 撮影した肖像の写真プ リント, フィルム現像, 焼 付, 引伸及びフィルム複 写を行う事業所	写真撮影業; 写真館; 街頭写真 業	×	○
		7462 商業写真業	主として広告, 出版及び その他の業務的使用者 のための写真業を行う 事業所	商業写真業; 宣伝写真業; 出版 写真業; 広告写真業; 芸術写真 業	×	×

大分類 M-宿泊業, 飲食サービス業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	令第34条第1号該当
75 宿泊業	750 管理, 補助的経済活動を行う事業所(75宿泊業)	7500 主として管理事務を行う本社等	主として宿泊業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×
		7509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として宿泊業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所	自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所	×	×
	751 旅館, ホテル	7511 旅館, ホテル	主として短期間(通例, 日を単位とする)宿泊等を一般公衆に提供する営利的な事業所	シティホテル; 観光ホテル; ビジネスホテル; 駅前旅館; 割ぼう旅館; 民宿(旅館, ホテルに該当するもの)	×	×
	752 簡易宿所	7521 簡易宿所	宿泊する場所が主として多数人で共用する構造及び設備であって宿泊等を一般公衆に提供する営利的な事業所	簡易宿泊所; ベッドハウス; 山小屋; カプセルホテル; 民宿(簡易宿所に該当するもの)	×	×
	753 下宿業	7531 下宿業	主として長期間(通例, 月を単位とする)食事付きで宿泊を提供する事業所又は寝具を提供して宿泊させる事業所	下宿屋; 下宿業	×	×
	759 その他の宿泊業	7591 会社・団体の宿泊所	主として短期間(通例, 日を単位とする)会社・団体の所属員など, 特定の対象のみに宿泊等を提供する事業所	会員宿泊所; 共済組合宿泊所; 共済組合会館(宿泊設備を有するもの); 保養所; ユースホステル; 会社の宿泊所	×	×
		7592 リゾートクラブ	主として預託金制, 共有制により利用権を取得した会員に宿泊施設又は宿泊施設を核とするリゾート施設を提供する事業所	リゾートクラブ	×	×
7599 他に分類されない宿泊業		他に分類されない宿泊等を提供する事業所	合宿所; 会社の寄宿舍; 会社の独身寮; 学生寮; キャンプ場	×	×	
76 飲食店	760 管理, 補助的経済活動を行う事業所(76飲食店)	7600 主として管理事務を行う本社等	主として飲食店の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×
		7609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として飲食店における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷所	×	×

大分類 M-宿泊業, 飲食サービス業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
76 飲食店	761 食堂, レストラン(専門料理店を除く)	7611 食堂, レストラン(専門料理店を除く)	主として主食となる各種の料理品をその場所で飲食させる事業所	食堂; 大衆食堂; お好み食堂; 定食屋; めし屋; ファミリーレストラン(各種の料理を提供するもの)	×	○
	762 専門料理店	7621 日本料理店	主として特定の日本料理(そば, うどん, すしを除く)をその場所で飲食させる事業所	てんぷら料理店; うなぎ料理店; 川魚料理店; 精進料理店; 鳥料理店; 釜めし屋; お茶漬屋; にぎりめし屋; 沖縄料理店; とんかつ料理店; 郷土料理店; かに料理店; 牛丼店; ちゃんこ鍋店; しゃぶしゃぶ店; すき焼き店; 懐石料理店; 割ぼう料理店	×	○
		7622 料亭	主として日本料理を提供し, 客に遊興飲食させる事業所	料亭; 待合	×	×
		7623 中華料理店	主として中華料理をその場所で飲食させる事業所	中華料理店; 上海料理店; 北京料理店; 広東料理店; 四川料理店; 台湾料理店; ぎょうざ(餃子)店; ちゃんぽん店	×	○
		7624 ラーメン店	主としてラーメンをその場所で飲食させる事業所	ラーメン店; 中華そば店	×	○
		7625 焼肉店	主として焼肉(自ら網で焼くもの)をその場所で飲食させる事業所	焼肉店	×	○
		7629 その他の専門料理店	主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所	西洋料理店; フランス料理店; イタリア料理店; スパゲティ店; 朝鮮料理店; 印度料理店; カレー料理店; エスニック料理店; 無国籍料理店	×	○
	763 そば・うどん店	7631 そば・うどん店	主としてそばやうどんなどをその場所で飲食させる事業所	そば屋; うどん店; きしめん店; ほうとう店	×	○
	764 すし店	7641 すし店	主としてすしをその場所で飲食させる事業所	すし屋	×	○
	765 酒場, ビヤホール	7651 酒場, ビヤホール	主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所	大衆酒場; 居酒屋; 焼鳥屋; おでん屋; もつ焼屋; ダイニングバー; ビヤホール	×	×
	766 バー, キャバレー, ナイトクラブ	7661 バー, キャバレー, ナイトクラブ	主として洋酒や料理などを提供し, 客に遊興飲食させる事業所	バー; スナックバー; キャバレー; ナイトクラブ	×	×
767 喫茶店	7671 喫茶店	主としてコーヒー, 紅茶, 清涼飲料などの飲料や簡易な食事などをその場所で飲食させる事業所	喫茶店; フルーツパーラー; 音楽喫茶; 珈琲店; カフェ	×	○	
769 その他の飲食店	7691 ハンバーガー店	主としてハンバーガーをその場所で飲食させる事業所	ハンバーガー店	×	○	

大分類 M-宿泊業, 飲食サービス業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
76 飲食店	769 その他の飲食店	7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店	主としてお好み焼, 焼きそば, たこ焼をその場所で飲食させる事業所	お好み焼店; 焼きそば店; たこ焼店; もんじゃ焼店	×	○
		7699 他に分類されない飲食店	主として大福, 今川焼, ところ天, 汁粉, 湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所	大福屋; 今川焼屋; ところ天屋; 氷水屋; 甘酒屋; 汁粉屋; 甘味処; アイスcream店; サンドイッチ専門店; フライドチキン店; ドーナツ店; ×ドライブイン(飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの)	×	○ (注)を参照
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	770 管理, 補助的経済活動を行う事業所(77持ち帰り・配達飲食サービス業)	7700 主として管理事務を行う本社等	主として持ち帰り・配達飲食サービス業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×
		7709 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として持ち帰り・配達飲食サービス業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷所	×	×
	771 持ち帰り飲食サービス業	7711 持ち帰り飲食サービス業	飲食することを主たる目的とした設備を有さず, 客の注文に応じその場で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所	持ち帰りすし店; 持ち帰り弁当屋; クレープ屋; 移動販売(調理を行うもの)	×	×
	772 配達飲食サービス業	7721 配達飲食サービス業	その事業所内で調理した飲食料品を, 客の求める場所に届ける事業所及び, 客の求める場所において調理した飲食料品を提供する事業所をいう。学校や病院, 施設など特定された多人数に対して食事を客の求める場所に届ける事業所	宅配ピザ屋; 仕出し料理・弁当屋; デリバリー専門店; ケータリングサービス店; 給食センター; 病院給食業; 施設給食業; 配食サービス業	×	×

(注) ドライブインについては, 法第34条9号に該当するもののみ立地できる。

大分類 N-生活関連サービス業、娯楽業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
78 洗濯・理容・美容・浴場業	780 管理, 補助的経済活動を行う事業所(78洗濯・理容・美容・浴場業)	7800 主として管理事務を行う本社等	主として洗濯・理容・美容・浴場業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×
		7809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として洗濯・理容・美容・浴場業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所	×	×
781 洗濯業	7811 普通洗濯業	7811 普通洗濯業	衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原型のまま洗濯する事業所	洗濯業; クリーニング業; ランドリー業; ×クリーニング工場(ただし, ×印のクリーニング工場は該当しない)	○	○
		7812 洗濯物取次業	洗濯物の受取り及び引渡しを行う事業所	洗濯物取次所; クリーニング取次所	○	○
		7813 リネンサプライ業	繊維製品を洗濯し, これを使用させるために貸与し, その使用後回収して洗濯し, 更にこれを貸与することを繰り返して行う事業所	リネンサプライ業; 貸おむつ業; 貸おしぼり業; 貸ぞうきん業; 貸モップ業	×	×
782 理容業	7821 理容業	主として頭髮の刈り込み, 顔そりなどの理容サービスを提供する事業所	理容店; 理髪店; パーバー; 床屋	×	○	
783 美容業	7831 美容業	主としてパーマメントウェーブ, 結髪, 化粧などの美容サービスを提供する事業所	美容室; 美容院; ビューティサロン	×	○	
784 一般公衆浴場業	7841 一般公衆浴場業	日常生活の用に供するため, 公衆又は特定多数人を対象として入浴させるもので, 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づく都道府県知事の統制をうけ, かつ, 当該施設の配置について公衆浴場法第2条第3項に基づく都道府県の条例による規制の対象となっている事業所	銭湯業	×	○	
785 その他の公衆浴場業	7851 その他の公衆浴場業	薬治, 美容など特殊な効果を目的として公衆又は特定多数人を対象として入浴させる事業所	温泉浴場業; 蒸し風呂業; 砂湯業; サウナ風呂業; スパ業; 鉱泉浴場業; 健康ランド; スーパー銭湯	×	×	

大分類 Nー生活関連サービス業, 娯楽業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
78 洗濯・理容・美容・浴場業	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	7891 洗張・染物業	個人の注文によって、衣服などを分解し、洗張、湯のし、染抜(しみぬき)などを行う事業所及び衣類、織物などの染色を行う事業所	洗張業;張物業;湯のし業;染抜(しみぬき)業;染物屋;京染屋;丸染屋;染直し業;色揚業;染物取次業	×	×
		7892 エステティック業	手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所	エステティックサロン;美顔術業;美容脱毛業;ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー(皮膚を美化して体型を整えるもの)	×	×
		7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの)	手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所	ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー(心身の緊張を弛緩させるのもの)	×	×
		7894 ネイルサービス業	化粧品・器具等を用いて、手および足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業所	ネイルサロン;マニキュア業;ペディキュア業	×	×
		7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場など主として個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービス又は心身のリラックス並びにリフレッシュを促進するためのサービスを提供する事業所	コインシャワー業;寝具消毒・乾燥業;コインランドリー業;ソープランド業;ゲルマニウム温浴	×	×
79 その他の生活関連サービス業	790 管理, 補助的経済活動を行う事業所(79その他の生活関連サービス業)	7900 主として管理事務を行う本社等	主としてその他の生活関連サービス業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 営業支援・特定顧客管理, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 支部・支店等の管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 契約, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達, 出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×

大分類 N-生活関連サービス業, 娯楽業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
79 その他の生活関連サービス業	790 管理, 補助的経済活動を行う事業所(79その他の生活関連サービス業)	7909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主としてその他の生活関連サービス業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所	×	×
	791 旅行業	7911 旅行業(旅行者代理業を除く)	運送又は宿泊等のサービスの提供について, 提供者又は旅行者のいずれか一方を代理して契約を締結する等の行為を行う事業所	第一種旅行業; 第二種旅行業; 第三種旅行業	×	×
		7912 旅行者代理業	旅行業を営む者を代理して契約を締結する行為を行う事業所	旅行者代理業	×	×
	792 家事サービス業	7921 家事サービス業(住込みのもの)	個人の家庭に住込んで家事労働に従事する者	住込みのお手伝い(ハウスメイド)	×	×
		7922 家事サービス業(住込みでないもの)	個人の家庭に通って家事労働に従事する者	家政婦; 住込みでないお手伝い(ハウスメイド)	×	×
	793 衣服裁縫修理業	7931 衣服裁縫修理業	主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所	衣服裁縫業(材料個人持ちのもの); 衣服修理業; 更生仕立直し業; 裏返し業; 和・洋服裁縫業(材料個人持ちのもの); かけはぎ業	×	○
	794 物品預り業	7941 物品預り業	一時的に物品を預かる事業所	手荷物預り業; 荷物一時預り業; 自転車預り業; コインロッカー業	×	○
	795 火葬・墓地管理業	7951 火葬業	主として死体の火葬を業務とする事業所	火葬業; 火葬場	×	×
		7952 墓地管理業	墓地の管理を行う事業所	墓地管理業; 霊園管理事務所; 納骨堂	×	×
	796 冠婚葬祭業	7961 葬儀業	主として死体埋葬準備, 葬儀執行を業務とする事業所	葬儀屋; 斎場; 葬儀会館	×	×
		7962 結婚式場業	主として挙式, 披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する事業所	結婚式場業	×	×
		7963 冠婚葬祭互助会	婚礼のための施設・サービスの提供及び葬儀執行の業務を一体として行い, これらの便益の提供を受けるものから, 当該便益等の提供に先立って, 対価の一部又は全部を二カ月以上の期間にわたり, かつ, 三回以上に分割して受領する事業所	冠婚葬祭互助会	×	×

大分類 N－生活関連サービス業, 娯楽業

中分類	小分類	細分類			令第22 条第6号 該当	法第34 条第1号 該当
79 その他の 生活関連 サービス 業	799 他に分類さ れない生活 関連サービ ス業	7991 食品賃加工業	家庭消費用として原料 個人持ちの粉及び穀類 などを賃加工する事業 所	小麦粉賃加工業;菓子賃加工 業;精米賃加工業	×	○
		7992 結婚相談業, 結婚 式場紹介業	主として結婚相手の紹 介, 婚礼のための相談 などを行う事業所及び 婚礼のための施設の紹 介, あっせんを行う事業 所	結婚相談所(営利的なもの);結 婚紹介業;結婚式場紹介業	×	×
		7993 写真プリント, 現 像・焼付業	主としてデジタルカメラ 等の画像データのプリン ト又はフィルム現像, 焼 付, 引伸及びその取次 を行う事業所並びにフィ ルム複写を行う事業所	デジタルカメラ写真プリント業; 写真現像・焼付業;写真修整 業;DPE取次業	×	○
		7999 他に分類されな いその他の生活関連 サービス業	主として他に分類されな い個人サービスを提供 する事業所	易断所;観相業;観光案内業 (ガイド);靴磨き業;ペット美容 室;犬猫霊園管理事務所;運転 代行業;○古綿打直し業;○綿 打直し仲介業;チケット類売買 業;宝くじ売さばき業;ハウスク リーニング業(個人宅)	×	×

大分類 ○—教育, 学習支援業

中分類	小分類	細分類			法第34 条第1号 該当	法第34 条第14 号該当
81 学校教育	810 管理, 補助的 経済活動 を行う事業 所(81学校 教育)	8101 管理, 補助的 経済活動 を行う事業所	主として学校教育の事業所を統括する本部等として, 自法人組織の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 営業支援, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 契約, 役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本部・事務局	×	×
	811 幼稚園	8111 幼稚園	幼児を保育し, その心身を発達させるための教育を行う事業所	幼稚園; 幼稚園型認定こども園	※1	×
	812 小学校	8121 小学校	義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを行う事業所	小学校	※1	×
	813 中学校	8131 中学校	小学校における教育を基礎として, 義務教育として行われる普通教育を行う事業所	中学校	※1	×
	814 高等学校, 中等教育学校	8141 高等学校	中学校における教育を基礎として, 高度な普通教育及び専門教育を行う事業所	高等学校	※1	※5
		8142 中等教育学校	小学校における教育を基礎として, 義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して行う事業所	中等教育学校	※1	※5
	815 特別支援学校	8151 特別支援学校	視覚障害者, 聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して, 幼稚園, 小学校, 中学校又は高等学校に準ずる教育を行い, 併せてその障害を補うために必要な知識技能を授ける事業所	特別支援学校	※1	※5

※1 主として市街化調整区域の周辺居住者が利用するものに限る。

※5 教育環境の確保のため, 周辺の資源, 環境等が必要であると認められ, 関係部局と調整がとれたもの。

大分類 ○ー教育, 学習支援業

中分類	小分類	細分類			法第34条第1号該当	法第34条第14号該当
81 学校教育	816 高等教育機関	8161 大学	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させるための教育を行う事業所	大学	×	該当する場合もある ※5
		8162 短期大学	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するための教育を行う事業所	短期大学	×	該当する場合もある ※5
		8163 高等専門学校	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成するための教育を行う事業所	高等専門学校	×	該当する場合もある ※5
	817 専修学校, 各種学校	8171 専修学校	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図るための教育を行う事業所	専修学校; 高等専修学校(高等課程を置く専修学校); 専門学校(専門課程を置く専修学校)	×	×
		8172 各種学校	学校教育法による学校教育に類する教育を行う事業所	各種学校; 洋裁学校; タイピスト学校; 写真学校; 理容・美容学校; 自動車教習所; 学習塾(各種学校のもの); 進学塾(各種学校のもの); 予備校(各種学校のもの)	×	×
	818 学校教育支援機関	8181 学校教育支援機関	高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所	大学評価・学位授与機構; 大学入試センター; 国立大学財務・経営センター; 日本学生支援機構; 大学基準協会; 日本高等教育評価機構; 短期大学基準協会	×	×
	819 幼保連携型認定こども園	8191 幼保連携型認定こども園	子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業を行う事業所	幼保連携型認定こども園	※1	×

※1 主として市街化調整区域の周辺居住者が利用するものに限る。

※5 教育環境の確保のため、周辺の資源、環境等が必要であると認められ、関係部局と調整がとれたもの。

大分類 ○一教育, 学習支援業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
82 その他の教育, 学習支援業	820 管理, 補助的経済活動を行う事業所(82その他の教育, 学習支援業)	8200 主として管理事務を行う本社等	主としてその他の教育, 学習支援業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×
		8209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主としてその他の教育, 学習支援業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所	×	×
821 社会教育	821 社会教育	8211 公民館	市町村その他一定区域内の住民のために, 実際生活に即する教育, 学術及び文化に関する各種の活動を行う事業所	公民館 (注) 社会教育法第20条に規定するものは, 法第29条第1項第3号該当。 法第34条第14号の該当事例あり。	×	×
		8212 図書館	図書, 記録その他必要な資料を収集し, 整理し, 保存して, 一般公衆又は特定人の利用に供する事業所	図書館; 専門図書館; 点字図書館 (注) 図書館法第2条第1項に規定するものは, 法第29条第1項第3号に該当。	×	×
		8213 博物館, 美術館	歴史, 芸術, 民俗, 産業, 自然科学等に関する資料を収集し, 保管し, 展示して一般公衆の利用に供する事業所	産業博物館; 天文博物館; 貿易博物館; 通信博物館; 美術館; 宝物館; 歴史民俗資料館; 郷土資料館; 埋蔵文化財収蔵庫; 民俗資料収蔵庫 (注) 博物館法第2条第1項に規定するものは, 法第29条第1項第3号に該当。	×	×
		8214 動物園, 植物園, 水族館	一般公衆に対して動植物を観覧させる事業所	動物園; 植物園; 水族館; へび専門園	×	×
		8215 青少年教育施設	心身ともに健全な青少年を育成するために青少年教育活動を行う事業所	青年の家; 都市青年の家; 児童文化センター; 少年自然の家; 青年館	×	×
		8216 社会通信教育	通信の方法により一定の教育計画の下に教材, 補助教材等を受講者に送付し, これに基づき, 設問解答, 添削指導, 質疑応答などを行う事業所	日本書道教育学会; 実務教育研究所; 中央工学校生涯学習センター	×	×

大分類 ○ー教育, 学習支援業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
82 その他の教育, 学習支援業	821 社会教育	8219 その他の社会教育	他に分類されない社会教育を行う事業所	女性教育会館; 勤労者家庭支援施設	×	×
	822 職業・教育支援施設	8221 職員教育施設・支援業	官公庁, 企業若しくは事業所が業務遂行のため所属職員等を対象として教育・研修を行う事業所又は官公庁, 企業若しくは事業所からの委託を受けて業務遂行のため所属職員等の教育・研修を行う事業所	航空保安大学校; 防衛大学校; 警察大学校; 海上保安大学校; 自治大学校; 日本年金機構研修センター; 気象大学校; 経済産業研修所; 消防大学校; 農林水産研修所; 森林技術総合研修所; 郵政研修センター; 社員教育受託業	×	×
		8222 職業訓練施設	公的に職業能力開発, 技能講習などを行う事業所	職業能力開発総合大学校; 職業能力開発大学校; 職業能力開発短期大学校; 職業能力開発校; 職業能力開発促進センター; 障害者職業能力開発校; 航海訓練所; 海技大学校; 海上技術短期大学校; 海上技術学校; 航空大学校; 水産大学校	×	×
		8229 その他の職業・教育支援施設	他に分類されない職業・教育支援施設を営む事業所	少年院; 児童自立支援施設	×	×
823 学習塾	8231 学習塾	小学生, 中学生, 高校生などを対象として学校教育の補習教育又は学習指導を行う事業所	○学習塾(各種学校でないもの); 進学塾(各種学校でないもの); 予備校(各種学校でないもの)	×	× (○印は該当する)	
824 教養・技能教授業	8241 音楽教授業	主として音楽に関する技能・技術を教授する事業所	ピアノ教授所; バイオリン教授所; エレクトーン教授所; ギター教授所; 三味線教授所; 琴教授所; 尺八教授所; 声楽教授所; 歌謡教室; カラオケ教室; 長唄指南所	×	○	
	8242 書道教授業	主として書道を教授する事業所	書道教授所; 書道教室	×	○	
	8243 生花・茶道教授業	主として生花・茶道を教授する事業所	生花教授所; 華道教室; 茶道教授所	×	○	
	8244 そろばん教授業	主としてそろばんを教授する事業所	そろばん教授所; そろばん塾(各種学校でないもの)	×	○	
	8245 外国語会話教授業	主として外国語会話を教授する事業所	英会話教授所; 英会話教室(各種学校でないもの); 外国語会話教室(各種学校でないもの)	×	○	
8246 スポーツ・健康教授業	スポーツ技能, 健康, 美容などの増進のため, 指導者が柔道, 水泳, ヨガ, 体操などを教授することを主たる目的とする事業所	スポーツ・健康教授所; スイミングスクール; ヨガ教室; 気功術教授所; テニス教室; バレーボール教室; エアロビクス教室; リズム教室; 体操教室; ゴルフスクール; 柔道場(教授しているもの); 剣道場(教授しているもの); サーフィン教室; ダイビングスクール	×	×		

大分類 ○ー教育, 学習支援業

中分類	小分類	細分類			令第22 条第6号 該当	法第34 条第1号 該当
82 その他の 教育, 学 習支援業	824 教養・技能 教授業	8249 その他の教養・技 能教授業	他に分類されない教 養, 技能, 技術などを教 授する事業所	○囲碁教室; ○編物教室; ○着 物着付教室; ○料理教室; 美術 教室; 工芸教室(彫金, 陶芸な ど); 教養講座; 舞踏教授所(日 本舞踊, タップダンス; フラダン スなど); ダンス教室; ジャズダン ス教室; ○フラワーデザイン教 室; カルチャー教室(総合的な もの); ○家庭教師; パソコン教 室	×	×
	829 他に分類さ れない教 育, 学習支 援業	8299 他に分類されない 教育, 学習支援業	他に分類されない教 育, 学習支援業を営む 事業所	料理学校(専修学校, 各種学校 でないもの); タイピスト学校(専 修学校, 各種学校でないもの); 洋裁学校(専修学校, 各種学校 でないもの); 歯科衛生士養成 所(専修学校, 各種学校でない もの); 自動車教習所(各種学校 でないもの)	×	×

大分類 P-医療, 福祉

中分類	小分類	細分類			法第34条第1号該当	法第34条第14号該当
83 医療業	830 管理, 補助的経済活動を行う事業所(83医療業)	8300 主として管理事務を行う本社等	主として医療業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×
		8309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として医療業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所	×	×
831 病院	8311 一般病院	8311 一般病院	20人以上の患者を入院させるための施設を有して医師又は歯科医師が医業を行う事業所	病院(精神病床のみでないもの); 特定機能病院; 地域医療支援病院; 療養病床を有する病院	×	※2
		8312 精神科病院	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有して医師が医業を行う事業所	精神科病院	×	※2
832 一般診療所	8321 有床診療所	8321 有床診療所	19人以下の患者を入院させるための施設を有して医師が医業を行う事業所	医院(有床のもの); 診療所(有床のもの); 療養病床を有する診療所	※1	※2
		8322 無床診療所	患者を入院させるための施設を有しないで, 又は往診のみによって医師が医業を行う事業所	医院(無床のもの); 診療所(無床のもの)	※1	※2
833 歯科診療所	8331 歯科診療所	8331 歯科診療所	患者を入院させるための施設を有しないで, 若しくは往診のみによって, 又は19人以下の患者を入院させるための施設を有して歯科医師が歯科医業を行う事業所	歯科医院; 歯科診療所	※1	※2
834 助産・看護業	8341 助産所	8341 助産所	助産師がその業務(病院又は診療所において行うものを除く)を行う事業所	助産所; 助産師業	※1	※2
		8342 看護業	看護師又は准看護師であって, 公共職業安定所若しくは派出看護師会に求職登録を行ってあつせんされ, 看護業務を行うもの, 又は独立して看護を業とするもの	看護師業; 派出看護師業; 訪問看護ステーション	※1	※2

- 1 主として市街化調整区域の周辺居住者が利用するものに限る。
- 2 関係部局と調整がとれたもののうち, 次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 救急医療の充実が求められる地域において, 患者等の搬送手段の確保のため, 周辺の交通基盤等の活用が必要と認められる場合。
 - (2) 入院患者等にとって, 周辺の優れた自然環境その他の療養環境が必要と認められる場合。
 - (3) 病床過剰地域に設置された病院又は診療所が, 病床不足地域に移転する場合。

大分類 P-医療、福祉

中分類	小分類	細分類			法第34条第1号該当	法第34条第14号該当	
83 医療業	835 療術業	8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所	あん摩業; マッサージ業; 指圧業; はり業; きゅう業; 柔道整復業	○	×	
		8359 その他の療術業	温熱療法, 光熱療法, 電気療法, 刺激療法などの医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所	太陽光線療法業; 温泉療法業; 催眠療法業; 視力回復センター; カイロプラクティック療法業; ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー(医業類似行為のもの); リフレクソロジー	×	×	
	836 医療に付帯するサービス業	8361 歯科技工所	歯科医師又は歯科技工士が業として特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物, 充てん物又は矯正装置の作成, 修理又は加工を行う事業所	歯科技工業; 歯科技工所	×	×	
		8369 その他の医療に付帯するサービス業	主として臓器のあつせん, 医療に係る検体検査など医療業に付帯するサービスを提供する事業所	アイバンク; 腎バンク; 骨髄バンク; 衛生検査所; 滅菌業(医療用器材); 臨床検査業	×	×	
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	853 児童福祉事業	8531 保育所	日々保護者の委託を受けて, 乳児又は幼児を保育する福祉事業を行う事業所	保育所; 託児所; 保育所型認定こども園; 地方裁量型認定こども園	※1	※3
			8539 その他の児童福祉事業	乳児, 幼児, 少年に対する他に分類されない福祉事業を行う事業所	児童相談所; 乳児院; 母子生活支援施設; 児童厚生施設(児童館); 児童養護施設; 障害児入所施設; 児童発達支援センター; 情緒障害児短期治療施設; 児童家庭支援センター; 母子福祉センター; 母子休養ホーム	該当する場合がある ※1	該当する場合がある ※3
854 老人福祉・介護事業		8541 特別養護老人ホーム	常時介護を必要とし, 在宅介護が困難な老人又はこれに準じる状態の要介護者に対して介護サービスを提供する事業所	特別養護老人ホーム; 介護老人福祉施設	〃	〃	
		8542 介護老人保健施設	症状が安定期にある要介護者に対し, 看護, 医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ケアを行う事業所	介護老人保健施設	×	※4	

- 1 主として市街化調整区域の周辺居住者が利用するものに限る。
 - 3 関係部局と調整がとれたもののうち, 次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 近隣に關係する医療施設, 社会福祉施設等が存在し, これらの施設が持つ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合。
 - (2) 利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。
 - (3) 周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など, 周辺の資源, 環境等の活用が必要である場合。
 - 4 協力病院が近隣に所在する場合等。
- (注) 国, 都道府県等が設置する児童相談所等は, 法第29条第1項第3号に該当し許可不要である。

大分類 P-医療, 福祉

中分類	小分類	細分類			法第34条第1号該当	法第34条第14号該当
85 社会保険・社会福祉・介護事業	854 老人福祉・介護事業	8543 通所・短期入所介護事業	要介護者等を通所又は短期入所させ、介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行う事業所	老人デイサービスセンター;老人短期入所施設;小規模多機能型居宅介護事業所	※1	※3
		8544 訪問介護事業	要介護者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を行う事業所	訪問介護事業所;訪問入浴介護事業所;夜間対応型訪問介護事業所	×	×
		8545 認知症老人グループホーム	比較的安定した状態にある認知症の要介護者に対し、共同生活を営む住居において介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行う事業所	認知症高齢者グループホーム	該当する場合があります ※1	該当する場合があります ※3
		8546 有料老人ホーム	入居一時金等の料金を徴収して老人を入居させ、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与する事業所	有料老人ホーム	×	該当する場合があります
		8549 その他の老人福祉・介護事業	他に分類されない老人福祉・介護事業を行う事業所	養護老人ホーム;軽費老人ホーム(ケアハウスを含む);老人福祉センター;×高齢者生活福祉センター;×老人憩の家;老人介護支援センター;地域包括支援センター	該当する場合があります ※1	該当する場合があります ※3
	855 障害者福祉事業	8551 居住支援事業	施設等に入所・入居して生活する障害者につき、入浴、排せつ又は食事の介護、身体機能又は生活能力の向上や日常生活の世話、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業所	障害者支援施設;ケアホーム(障害者福祉事業のもの);グループホーム(障害者福祉事業のもの);福祉ホーム(障害者福祉事業のもの);国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	〃	〃
		8559 その他の障害者福祉事業	障害者に対する他に分類されない福祉事業を行う事業所	生活介護事業所(障害者福祉事業のもの);自立訓練事業所;地域活動支援センター	〃	〃
	859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	8591 更生保護事業	保護観察対象者、刑務所出所者等の更生を助けることを目的とする更生保護事業を行う事業所	更生保護施設;更生保護協会	該当する場合があります ※1	該当する場合があります ※3
		8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業を行う事業所	社会福祉協議会;共同募金会;善意銀行;授産施設;宿所提供施設;医薬品医療機器総合機構;婦人・女性相談所;婦人・女性保護施設	×	×

1 主として市街化調整区域の周辺居住者が利用するものに限る。

3 関係部局と調整がとれたもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 近隣に關係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設が持つ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合。
- (2) 利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。
- (3) 周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、周辺の資源、環境等の活用が必要である場合。

大分類 Q-複合サービス事業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
86 郵便局	860 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (86 郵便局)	8601 管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として郵便局の本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 営業支援・特定顧客管理, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 支社・支店等の管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 契約, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達, 出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所, 又は郵便局における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 保管, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所; 自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷所; 日本郵便株式会社(本社) (注)日本郵便会社法第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設であるものは、法第29条第1項第3号に該当。	×	×
	861 郵便局	8611 郵便局	郵便事業, 銀行窓口業務及び保険窓口業務の全てを行うとともに, 市町村等からの委託を受けることなどにより, 複合的に各種サービスを提供する事業所	郵便局 (注)日本郵便会社法第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設であるものは、法第29条第1項第3号に該当。	×	※1
	862 郵便局受託業	8621 簡易郵便局	日本郵便株式会社等からの委託を受けて, 複合的に各種サービスを提供する事業所	簡易郵便局 (注)日本郵便会社法第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設であるものは、法第29条第1項第3号に該当。	×	※1
		8629 その他の郵便局受託業	他に分類されない郵便局受託業を行う事業所	郵便切手類販売所; 印紙売りさばき所	×	○

1 主として市街化調整区域の周辺居住者が利用するものに限る。

大分類 Q-複合サービス事業

中分類	小分類	細分類			令第22 条第6号 該当	法第34 条第1号 該当
87 協同組合 (他に分類されないもの)	870 管理, 補助的経済活動を行う事業所(87協同組合)	8701 管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として協同組合の事業所を統括する本部等として, 自組合組織の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 営業支援・特定顧客管理, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 支部・支店等の管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 契約, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達, 出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所, 又は協同組合における活動を促進するため, 同一組合組織の他事業所に対して, 輸送, 保管, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	管理事務を行う本部・本所・本店・支部・支所; 自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷所	×	×
	871 農林水産業協同組合(他に分類されないもの)	8711 農業協同組合(他に分類されないもの)	信用事業又は共済事業と併せて, 経営指導事業, 購買事業, 厚生事業等を複合的に行う他に分類されない農業協同組合, 農業協同組合連合会(以下「農業協同組合」という)の事業所	農業協同組合(信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの)	×	○
		8712 漁業協同組合(他に分類されないもの)	信用事業又は共済事業と併せて, 経営指導事業, 購買事業, 厚生事業等を複合的に行う他に分類されない漁業協同組合, 漁業協同組合連合会(以下「漁業協同組合」という)の事業所	漁業協同組合(信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの)	×	○
		8713 水産加工業協同組合(他に分類されないもの)	信用事業又は共済事業と併せて, 経営指導事業, 購買事業, 厚生事業等を複合的に行う他に分類されない水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会(以下「水産加工業協同組合」という)の事業所	水産加工業協同組合(信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの)	×	○

大分類 Q-複合サービス事業

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
87 協同組合 (他に分類されないもの)	871 農林水産業協同組合 (他に分類されないもの)	8714 森林組合 (他に分類されないもの)	信用事業又は共済事業と併せて、経営指導事業、購買事業、厚生事業等を複合的に行う他に分類されない森林組合及び森林組合連合会 (以下「森林組合」という)の事業所	森林組合 (信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの)	×	○
	872 事業協同組合 (他に分類されないもの)	8721 事業協同組合 (他に分類されないもの)	信用事業又は共済事業と併せて、経営指導事業、検査事業、厚生事業等を複合的に行う他に分類されない事業協同組合及び事業協同組合連合会 (以下「事業協同組合」という)の事業所	織物協同組合 (信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの); ニット工業協同組合 (信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの); 青果物商業協同組合 (信用事業又は共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの)	×	○

大分類 Rーサービス業(他に分類されないもの)

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
89 自動車整備業	890 管理, 補助的経済活動を行う事業所(89自動車整備業)	8901 管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として自動車整備業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所, 又は自動車整備業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 保管, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所; 自家用車庫	×	×
	891 自動車整備業	8911 自動車一般整備業	自動車の整備修理を総合的に行う事業所	自動車整備業; 自動車修理業; オートバイ整備修理業	×	○
		8919 その他の自動車整備業	主として自動車の車体や電装品, タイヤ等の部分品の整備修理, 自動車エンジンの再生, 自動車の清掃などを行う事業所	△自動車車体修理業; 自動車車体整備業; △自動車再塗装業; 自動車溶接業(自動車修理のためのもの); 自動車電装品整備業; 自動車蓄電池修理業; 自動車タイヤ修理業; 自動車タイヤ整備業; △自動車ブレーキ修理業; △自動車部品整備業; △自動車エンジン修理業; 自動車再生業; 自動車エンジン再生業; 自動車工場(自動車・自動車エンジンの再生を主とするもの); △自動車清掃業; △自動車洗車業; 自動車ガラス修理業	×	× △印は(注)を参照
90 機械等修理業(別掲を除く)	900 管理, 補助的経済活動を行う事業所(90機械等修理業)	9000 主として管理事務を行う本社等	主として機械等修理業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	×	×
		9009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	主として機械等修理業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	自家用車庫	×	×

(注) △印については、当該集落に居住する者が保有している自動車の修理、整備を目的とする事業所は、法第34条第1号に該当する。

大分類 R-サービス業(他に分類されないもの)

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
90 機械等修理業(別掲を除く)	901 機械修理業(電気機械器具を除く)	9011 一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)	一般機械の修理を行う事業所	機械修理業;内燃機関修理業;航空機整備業;マシン修理業;光学機械修理業;映写機修理業;農業用トラクタ修理業;ガーデントラクタ修理業;フォークリフト整備業;ボイラー・圧力容器整備業	×	×
		9012 建設・鉱山機械整備業	建設機械及び鉱山機械の整備修理を行う事業所	建設用トラクタ整備業;掘削機械整備業;建設用クレーン整備業;整地機械整備業;基礎工事用機械整備業;鉱山機械整備業	×	×
	902 電気機械器具修理業	9021 電気機械器具修理業	電気機械器具の修理を行う事業所	ラジオ修理業;テレビ修理業;電気冷蔵庫修理業;変圧器修理業	×	○
	903 表具業	9031 表具業	ふすま, びょうぶ, 巻物, 掛物などの布はく又は紙はりを行う事業所	表具業;表装業;経師業;びょうぶ張業;ふすま張業;障子張業	×	×
909 その他の修理業		9091 家具修理業	家具の修理を行う事業所	家具修理業;いす修理業	×	×
		9092 時計修理業	時計(電気時計を含む)の修理を行う事業所	時計修理業;電気時計修理業	×	×
		9093 履物修理業	履物の修理を行う事業所	靴修理業;革靴修理業;ゴム靴修理業;スック靴修理業;げた修理業	×	○
		9094 かじ業	主として注文で手工鍛造, その他のかじ業を行う事業所	手工鍛造業;かじ業;農業用器具修理業(手工鍛造によるもの)	×	○
		9099 他に分類されないその他の修理業	他に分類されないその他の修理を行う事業所	金物修理業;楽器修理業;ピアノ調律・修正業;オルガン調律・修正業;三味線修理業;三味線・太鼓張替業;くら・馬具修理業;かばん・袋物修理業;洋傘修理業;装身具修理業;のこぎり目立業;研ぎ屋;はさみ・包丁研ぎ業;たる・おけ修理業;ゴム製品修理業(自動車タイヤ, ゴム靴の修理を除く);メタリコン修理業;眼鏡修理業;計量器修理業;○自転車修理業;自転車タイヤ修理業;畳裏返し業	×	× (○印は該当する)

大分類 R-サービス業(他に分類されないもの)

中分類	小分類	細分類			令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
95 その他のサービス業	950 管理, 補助的経済活動を行う事業所(95その他のサービス業)	9501 管理, 補助的経済活動を行う事業所	主としてその他のサービス業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 営業支援・特定顧客管理, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 支部・支店等の管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 契約, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達, 出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所, 又はその他のサービス業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 保管, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所; 自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所	×	×
95 その他のサービス業	951 集会場	9511 集会場	講演会, 展示会, 集会など主として各種集会及び催しの利用に供する施設を運営する事業所	県民会館; 文化会館; 公会堂; 勤労会館; 公会堂管理事務所; 婦人会館	○	○
	952 と畜場	9521 と畜場	食用に供する目的で獣畜(牛, 馬, 豚, めん羊及び山羊をいう)をと殺し又は解体するために設けられた事業所	と殺業; と畜請負業; と畜場(注)と畜場法第3条第2項に規定すると畜場である建築物である場合は, 法第29条第1項第3号に該当。	×	×
	959 他に分類されないサービス業	9599 他に分類されないサービス業	他に分類されないサービスを提供する事業所	中央卸売市場; 地方卸売市場; 家畜保健衛生所	×	×

参 考 資 料 Ⅱ

都市計画法施行条例
都市計画法施行細則

都市計画法施行条例

平成15年3月12日
宮崎県条例第24号

改正

平成17年12月27日条例第86号
平成19年 9月30日条例第57号
平成23年 9月29日条例第35号

都市計画法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）の規定に基づき、開発行為等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発行為の規制を行う規模)

第2条 政令第19条第1項ただし書の規定により条例で定める開発行為の規模は、北諸県郡三股町の区域内における都市計画区域については1,000㎡とする。

(条例で指定する土地の区域)

第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない規則で定める大規模な既存の集落の区域のうち、市町村長の申出に基づき、法第78条の規定により置かれる宮崎県開発審査会の議を経て知事が指定する区域とする。

2 何人も前項の規定により指定された区域のうち、環境の保全上、防災上及び通行の安全上支障がないものとして規則で定める土地以外には建築物の建築を行うことはできない。

3 知事は、第1項の規定による区域の指定（以下「区域指定」という。）をしたときは、規則に定めるところにより、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

4 知事は、市町村長の申出に基づき、区域指定をした土地の区域の変更又は指定の解除を行うことができる。

5 第1項及び第3項の規定は、前項の規定による区域の変更又は指定の解除の場合に準用する。

(条例で定める予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第11号に規定する条例で定める予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（イ）項第1号に掲げる住宅（一戸建てのものに限る。）で他人に譲渡し、又は使用させることを目的としない自己の居住の用に供するもの以外の用途とする。

(建築物の制限)

第5条 区域指定をした土地の区域において建築物を建築しようとする者は、当該建築物について、敷地面積の最低限度、建ぺい率その他の規則で定める基準を守らなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則 （平成17年12月27日条例第86号）

この条例は、平成18年 1月 1日から施行する。

附 則 （平成19年 9月30日条例第57号）

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

附 則 （平成23年 9月29日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法施行細則

(昭和45年11月13日63号)

[改正] 昭和48年27日規則第26号、昭和52年9月30日規則第37号、昭和60年1月8日規則第1号、昭和63年4月22日規則第21号、平成元年8月2日規則第54号、平成4年10月31日規則第39号、平成5年9月30日規則第43号、平成6年4月1日規則第21号、平成6年9月30日規則第42号、平成9年3月31日規則第28号、平成10年3月31日規則第23号、平成12年3月31日規則第61号、平成13年1月5日規則第1号、平成13年5月18日規則第59号、平成15年3月20日規則第14号、平成17年7月28日規則第68号、平成19年3月30日規則第22号、平成19年11月29日規則76号、平成23年7月7日規則第25号、平成23年9月29日規則第42号、平成31年3月7日規則第5号、令和4年2月28日規則第8号

都市計画法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）及び都市計画法施行条例（平成15年宮崎県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年規則42号〕

(公示及び公告の方法)

第2条 法、省令及びこの規則の規定による公示及び公告は、別に定めのある場合を除くほか、宮崎県公報に登載して行うものとする。

一部改正〔平成13年規則59号〕

(公聴会の開催)

第3条 知事は、法第15条第1項に規定する都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

2 前項の公聴会は、都市計画の区域ごとに開催するものとする。ただし、当該都市計画区域が市町村の区域を超える場合においては、市町村の区域ごとに開催することがある。

一部改正〔平成13年規則59号〕

(公聴会の開催手続き)

第4条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催期日の2週間前までに、その日時及び場所、作成しようとする都市計画の案の概要並びに公述の申出の期限を公示するとともに、宮崎県庁、関係土木事務所（西臼杵支庁を含む。）及び作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の事務所の掲示板に掲示するものとする。

(意見を述べようとする者の申出)

第5条 作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、公聴会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の規定により意見を述べようとする者は、前条の規定により公示した公述の申出の期限までに、意見の要旨及び意見を述べようとする理由並びに住所、氏名及び職業を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(公述人の決定)

第6条 知事は、前条第2項の規定により書面を提出した者の中から当該公聴会において意見を述べることができるもの（以下「公述人」という。）を決定するものとする。

2 知事は、前項の公述人の決定に当たっては、書面に記載された意見の内容が当該作成しようとする

る都市計画の案に関係がない意見を提出した者を除去するものとし、並びに同種の趣旨の意見を有する者が多数あるため必要があると認めるときは、意見を述べさせる者の数を制限し、及び意見を述べさせる時間を制限するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定により公述人を決定したとき、又は前項の規定により意見を述べさせる時間を制限したときは、当該公聴会の開催の日前2日までに、当該公述人にこれを通知するものとする。

(公聴会の議長)

第7条 公聴会は、知事又はその指名する職員が議長としてこれを主宰する。

(公述人の発言)

第8条 公述人は、議長の許可を受けて発言しなければならない。

- 2 議長は、公述人の発言が作成しようとする都市計画の案の概要の範囲を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、公述人に対しその発言を制限し、又は公述人を退場させることができる。
- 3 議長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述人に対しその発言時間を制限することができる。

一部改正〔平成13年規則59号〕

(質疑)

第9条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

- 2 公述人は、議長に対して質疑することができない。

(代理人による意見陳述の禁止)

第10条 公述人は、代理人に意見を述べさせることができない。

(傍聴人の制限)

第11条 議長は、公聴会の秩序の維持上その他公聴会の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(公聴会の秩序維持)

第12条 何人も、公聴会の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような言動をしてはならない。

- 2 議長は、前項の規定に違反する者があるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(記録の作成)

第13条 議長は、公聴会の記録を作成しなければならない。

- 2 前項の記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- 一 公聴会の日時及び場所
- 二 作成しようとする都市計画の案の概要
- 三 出席した公述人の住所、氏名及び職業
- 四 公述人が述べた意見の概要
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

(都市計画の決定に係る協議)

第14条 法第19条第3項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議は、協議書及び当該都市計画の案を提出してしなければならない。

- 2 前項の協議書には、都市計画の策定の経緯の概要を示す書面を添えなければならない。

一部改正〔平成12年規則61号〕

(土地の試掘等の許可の申請)

第15条 法第26条第1項の規定による許可の申請は、別記様式第1による申請書によつてしなければならない。

(土地の試掘等の許可証)

第16条 法第27条第2項に規定する許可証は、別記様式第2によるものとする。

第17条 削除

削除〔平成15年規則14号〕

(設計説明書)

第18条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、別記様式第3によるものとする。

(開発行為の施行についての同意を得たことを証する書類)

第19条 省令第17条第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書類は、別記様式第4によるものとする。

(設計者の資格に関する書類)

第20条 省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類は、別記様式第5によるものとする。

(開発許可申請書の添付書類)

第20条の2 法第30条第1項の申請書には、同条第2項に規定する書面及び図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ha以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあつては、第3号及び第4号の書類の添付を要しない。

一 開発区域内の土地の登記事項証明書、登記関係一覧表（別記様式第6）及び公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）の写し

二 開発区域内の土地の現況写真

三 申請者の資力信用申告書（別記様式第7）、所得税（申請者が法人の場合にあつては、法人税）の納税証明書及び履歴書（申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）

四 工事施行者の工事能力申告書（別記様式第8）及び工事施行者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書

五 市街化調整区域に係る開発行為について法第29条第1項の許可の申請をする場合にあつては、当該申請に係る開発行為が法第34条各号のいずれかに該当することを証する書面

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔昭和52年規則37号〕、一部改正〔平成5年規則43号・13年59号・17年68号・19年76号〕

(既存の権利者の届出)

第21条 法第34条第13号の規定による届出は、別記様式第9による届出書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 開発区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し

二 開発区域内の土地の現況写真

三 建築しようとする建築物が自己の居住若しくは業務の用に供しようとするものであること又は建設しようとする第一種特定工作物が自己の業務の用に供するものであることを証する書面

全部改正〔昭和52年規則37号〕、一部改正〔平成13年規則59号・17年68号・19年76号〕

(開発行為に係る協議)

第21条の2 法第34条の2第1項の規定による協議は、協議書に、第20条の2各号に掲げる書類（同条第3号及び第4号に掲げるものを除く。）を添えてしなければならない。

削除〔平成15年規則14号〕、追加〔平成19年規則76号〕

(変更許可申請書)

第21条の3 法第35条の2第2項の申請書は、別記様式第9の2によるものとする。

2 前項の申請書には、第20条の2各号に掲げる書類のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

追加〔平成5年規則43号〕、一部改正〔平成13年規則59号〕

（軽微な変更の届出）

第21条の4 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、別記様式第9の3による届出書でなければならない。

追加〔平成5年規則43号〕

（開発行為に係る変更の協議）

第21条の5 法第35条の2第4項の規定により準用する法第34条の2第1項の規定による協議は、協議書に、第21条の2に規定する書類のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えてしなければならない。

追加〔平成19年規則76号〕

（工事着手の届出）

第22条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく、別記様式第10による届出書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号・平成13年59号〕

（許可標識の設置）

第23条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の着手の日から完了の日まで、当該許可に係る行為を行う場所で公衆の見やすい位置に、別記様式第11による標識を設置しなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号・平成13年59号〕

（工事完了公告前の建築物の建築等の承認申請）

第23条の2 法第37条第1号の規定による承認の申請は、別記様式第12による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 開発区域内の土地に係る土地利用計画図
- 二 開発区域内の土地及び建築しようとする建築物又は建設しようとする特定工作物の敷地の現況写真
- 三 建築しようとする建築物又は建設しようとする特定工作物の配置図及び構造図
- 四 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔昭和52年規則37号〕、一部改正〔平成13年規則59号〕

（建築物の特例許可の申請）

第24条 法第41条第2項ただし書の規定による許可の申請は、別記様式第13による申請書に、次に掲げる図書を添えてしなければならない。

- 一 建築物概要書（別記様式第14）
- 二 付近見取図（方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示すること。）
- 三 敷地現況図（敷地の境界及び建築物の位置を明示すること。）
- 四 建築物平面図
- 五 建築物立面図（許可の申請が建築物の高さに係る場合に限る。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

一部改正〔昭和52年規則37号・平成13年59号〕

（予定建築物以外の建築等の許可の申請）

第25条 法第42条第1項ただし書の規定による許可の申請は、別記様式第15による申請書に、前条各号に掲げる図書を添えてしなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号・平成13年59号〕

（予定建築物以外の建築等に係る協議）

第25条の2 法第42条第2項の規定による協議は、協議書に、第24条各号に掲げる図書を添えてしなければならない。

追加〔平成19年規則76号〕

（建築物の新築等の許可申請書の添付書類）

第25条の3 省令第34条第1項の許可申請書には、同条第2項に規定する図面及び書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 新築、改築若しくは用途の変更をしようとする建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の敷地の登記事項証明書及び公図の写し
- 二 前号の敷地の現況写真
- 三 第1号の建築物又は第一種特定工作物が政令第36条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当することを証する書面
- 四 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔昭和52年規則37号〕、一部改正〔平成5年規則43号・13年59号・17年68号〕

（建築物の新築等に係る協議）

第25条の4 法第43条第3項の規定による協議は、協議書に、省令第34条第2項に規定する図面及び書類並びに前条各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

追加〔平成19年規則76号〕

（許可に基づく地位の承継の届出）

第26条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、別記様式第16による届出書に、当該地位を承継したことを証する書類を添えて知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号・平成13年59号〕

（許可に基づく地位の承継の承認の申請）

第27条 法第45条の規定による承認の申請は、別記様式第17による申請書に、土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権限を取得したことを証する書類を添えてしなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号・平成13年59号〕

（開発登録簿の調書の様式）

第27条の2 省令第36条第1項の開発登録簿の調書は、別記様式第18によるものとする。

追加〔昭和52年規則37号〕

（開発登録簿閲覧所の場所）

第28条 開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、宮崎県県土整備部建築住宅課並びに都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所内に設ける。

一部改正〔昭和52年規則37号・60年1号・平成19年22号・19年76号・23年25号〕

（閲覧時間等）

第29条 開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧時間は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他必要があるときには、臨時に登録簿を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。

全部改正〔平成元年規則54号〕、一部改正〔平成4年規則39号〕

（閲覧手続き）

第30条 登録簿を閲覧しようとする者は、別記様式第19による申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号・平成10年規則23号〕

（持出しの禁止）

第31条 登録簿は、閲覧所の外へ持ち出してはならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第32条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

ある。

- 一 前3条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれのあると認められる者
- 三 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれのあると認められる者

(閲覧後の義務)

第33条 閲覧を終わった者は、閲覧した登録簿の検査を受けなければならない。

(登録簿の写しの交付の請求)

第34条 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付の請求は、別記様式第20による請求書を提出してしなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号・平成5年43号・10年23号・13年59号〕

(建築許可申請書の添付図書)

第35条 省令第39条第2項第3号の図書は、建築物を建築しようとする土地の付近の見取図及び建築しようとする建築物の平面図とする。

一部改正〔昭和52年規則37号〕

(事業予定地の指定等の申出)

第36条 法第55条第2項の規定による土地の指定の申出は、別記様式第21による申出書に、当該土地に係る次に掲げる図書を添えてしなければならない。

- 一 土地の位置を表わす図面（縮尺10,000分の1以上のもの）
 - 二 土地の区域及び字界を表わす実測平面図（縮尺500分の1以上のもの）
 - 三 土地の買取りのための資金計画書
 - 四 その他知事が必要と認めた図書
- 2 法第55条第2項の規定による土地の買取りの申出及び法第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことの申出は、別記様式第22による申出書によつてしなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号〕

(土地の買取りの申出)

第37条 法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出は、別記様式第23による申出書に、当該土地に係る次に掲げる図書を添えてしなければならない。

- 一 土地の位置図（縮尺10,000分の1以上のもの）
- 二 土地の区域を表わす実測平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- 三 土地の登記事項証明書

一部改正〔昭和52年規則37号・平成17年68号〕

(土地を買い取らない旨の知事に対してする通知)

第38条 法第56条第3項の規定による通知は、別記様式第24の書面に前条第1号及び第2号に掲げる図書を添えてしなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号〕

(都市計画事業地内の建築等の許可の申請)

第39条 法第65条第1項の規定による許可の申請は、別記様式第25による申請書に、次に掲げる図書を添えてしなければならない。

- 一 付近見取図（都市計画事業として認可された区域を表示し、方位、道路並びに許可の申請に係る行為をしようとする土地（以下「行為地」という。）及び当該土地について目標となる地物を明示すること。）
- 二 配置図（縮尺、方位、行為地の境界、行為地内における許可の申請に係る行為の対象物（以下「行為対象物」という。）の位置並びに行為地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）
- 三 行為対象物の平面図、立面図及び断面図（縮尺及び主要部分の材料の配置を明示すること。）

一部改正〔昭和52年規則37号〕

(監督処分等の標識の設置)

第40条 法第81条第3項の標識は、別記様式第25の2によるものとする。

追加〔平成5年規則43号〕、一部改正〔平成6年規則42号〕

(身分証明書の様式)

第41条 法第27条第1項及び第2項に規定する証明書は別記様式第26により、法第82条第2項に規定する証明書は別記様式第27によるものとする。

一部改正〔昭和52年規則37号〕

(開発行為又は建築に関する証明書等の交付の申請)

第41条の2 省令第60条の書面の交付の申請は、次の表の上欄に掲げる書面の種類に応じ、同表の中欄に定める証明願に、それぞれ同表の下欄に定める書類を添えてしなければならない。

書面の種類		証明願	添付書類
一 法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないことを証する書面		証明願（別記様式第27の2）	一 開発区域内の土地の位置図、 現況を表わす図面及び求積図 二 前号の土地に係る土地利用計画図 三 第1号の土地の登記事項証明書及び公図の写し 四 現況写真
二 法第29条第1項若しくは第2項又は法第35条の2第1項の規定に適合していることを証する書面	法第29条第1項若しくは第2項又は法第35条の2第1項の許可を受けている場合	証明願（別記様式第28）	一 開発区域内の土地の位置図 二 前号の土地に係る土地利用計画図
	法第29条第1項各号又は第2項各号の規定のいずれかに該当する場合	証明願（別記様式第29）	一 開発区域内の土地の位置図、 現況を表わす図面及び求積図 二 前号の土地に係る土地利用計画図 三 第1号の土地の登記事項証明書及び公図の写し 四 法第29条第1項各号又は第2項各号に掲げるもののいずれかに該当することを証する書面
三 法第41条第2項の規定に適合していることを証する書面		証明願（別記様式第31）	一 開発区域内の土地の位置図及び求積図 二 建築物の配置図、立面図及び求積図
四 法第42条第1項の規定に適合していることを証する書面		証明願（別記様式第32）	一 開発区域内の土地の位置図 二 建築物は特定工作物の配置図及び平面図
五 法第43条第1項の規定に適合していることを	法第43条第1項の許可を受けている場合	証明願（別記様式第33）	一 土地の位置図 二 建築物又は第一種特定工作物の配置図及び平面図

証する書面	法第43条第1項の許可を要しないものである場合	証明願(別記様式第34)	<ul style="list-style-type: none"> 一 土地の位置図及び求積図 二 建築物又は第一種特定工作物の配置図、平面図及び構造図 三 第1号の土地の登記事項証明書及び公図の写し 四 建築物が法第29条第1項第2号若しくは第3号に該当し、又は建築物の新築、改築若しくは用途の変更若しくは第一種特定工作物が法第43条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面
六 法第53条第1項の規定に適合していることを証する書面		証明願(別記様式第35)	<ul style="list-style-type: none"> 一 土地の位置図 二 建築物の配置図、平面図、立面図及び構造図

追加〔昭和52年規則37号〕、一部改正〔昭和63年規則21号・平成5年43号・12年61号・13年59号・17年68号〕

(区域の申出)

第42条 条例第3条第1項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行うものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 区域の面積
- (3) 指定を受けようとする主な理由
- (4) 区域における建築物の連たん状況
- (5) 区域における公共施設の整備状況
- (6) 区域における建築物の集積度

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 区域の位置及び範囲を示す図面
- (2) 区域における土地の地番、地籍及び地目
- (3) 区域における公共施設の整備状況(道路にあつては幅員を明示したもの。)を示す図面
- (4) 区域における既存建築物の位置及び敷地の範囲を示す図面
- (5) 区域における既存建築物の一覧表及び建築日が確認できる書類
- (6) 公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じた場合においては、その状況及び住民から出された意見の概要を記載した書類
- (7) その他知事が必要と認める書類及び図面

追加〔平成23年規則42号〕

(区域の境界)

第43条 知事は、条例第3条第1項の規定により区域を指定する場合は、区域の境界を建築物の敷地の境界により定めることとし、これにより難い場合は、道路、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なもの及び町界、字界等により定めるものとする。

追加〔平成23年規則42号〕

(大規模な既存の集落)

第44条 条例第3条第1項の規則で定める大規模な既存の集落は、次に掲げる要件を満たす集落のうち、当該都市計画区域に係る市街化区域における人口、産業の動向、土地利用の状況等の市街化の

動向、市街化区域からの距離等を勘案し、市街化を促進するおそれがないと認められるものとして知事が指定する集落とする。

- (1) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められるおおむね 200戸以上の建築物が連たんしている集落又はその集落と地形等からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る施設利用等の社会条件に照らして一体的な日常生活圏を構成していると認められるおおむね50戸以上の建築物が連たんしている集落であること。
- (2) 当該集落に係る戸数密度（1ヘクタール当たりの平均戸数をいう。）が当該市街化区域に係る計画戸数密度（将来人口密度から想定される戸数密度をいう。）のおおむね50パーセント以上であること。

追加〔平成23年規則42号〕

（条例第3条第2項の規則で定める土地）

第45条 条例第3条第2項の規則で定める土地は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 下水を有効に排出し、並びに当該指定に係る土地の区域及びその周辺に溢水等による被害を生じさせない構造能力を持つ排水施設が配置されている土地
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項に規定する道路に接している土地

追加〔平成23年規則42号〕、一部改正〔平成31年規則5号〕

（指定等の告示）

第46条 条例第3条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 区域の範囲
- (3) 指定を行った期日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所

追加〔平成23年規則42号〕

（条例第5条の規則で定める基準）

第47条 条例第5条の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 敷地面積の最低限度 200平方メートル
- (2) 建ぺい率 50パーセント以下
- (3) 容積率 100パーセント以下
- (4) 高さ 10メートル以下
- (5) 外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最小のもの 1メートル以上

追加〔平成23年規則42号〕

（書類の経由等）

第48条 法、省令、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次に掲げるものを除き、当該書類に係る案件又は物件のある区域を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁（以下「土木事務所等」という。）の長を経由しなければならない。

- 一 法第17条第2項に規定する意見書
 - 二 第5条第2項に規定する書面
 - 三 第30条に規定する申請書
 - 四 第34条に規定する請求書
 - 五 前条に規定する証明願
- 2 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、前項各号に掲げる書類にあつては1部、省令第39条第1項に規定する申請書及び第14条の規定により提出する書類にあつては2部（正本1部及び副本1部）、その他の書類にあつては3部（正本1部及び副本2部）とする。
 - 3 第1項の規定により書類を受理した土木事務所等の長は、これを調査の上、意見を付して、遅滞

なく、知事に進達しなければならない。

一部改正〔昭和52年規則37号・平成5年43号・9年28号・10年23号・12年61号・15年14号・23年42号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 都市計画法第65条第1項の規定による許可の申請手続に関する規則（昭和44年宮崎県規則第39号。以下「旧規則」という。）及び宮崎県都市計画公聴会規則（昭和44年宮崎県規則第44号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている書類は、この規則の相当の規定により提出されたものとみなす。

附 則（昭和48年4月27日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年9月30日規則第37号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和52年11月1日から施行する。

(宮崎県事務委任規則の一部改正)

- 2 宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

(証明事務手数料徴収規則の一部改正)

- 3 証明事務手数料徴収規則（昭和32年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和60年1月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月22日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（宮崎県事務委任規則の一部改正）

- 2 宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成元年8月2日規則第54号）

この規則は、平成元年8月6日から施行する。

附 則（平成4年10月31日規則第39号）

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成5年9月30日規則第43号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第21号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第42号）

この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日（平成6年10月1日）から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に都市計画法（昭和43年法律第100号）及びこの規則による改正前の都市計画法施行細則の規定によりなされている申請及び届出に係る事務については、この規則による改正後の第43条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に都市計画法（昭和43年法律第100号）及びこの規則による改正前の都市計画法施行細則の規定によりなされている申請及び届出に係る事務については、この規則による改正後の第42条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日規則第61号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年5月18日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月20日規則第14号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第42条第1項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月28日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月29日規則第76号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則（平成23年7月7日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第20の改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の都市計画法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則 (平成23年9月29日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月7日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月28日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

参 考 資 料 Ⅲ

宮崎県開発審査会審査基準
宮崎県開発審査会審査基準取扱要領

宮崎県開発審査会審査基準

- 第1号 分家住宅
 - 第1号の2 指定既存集落内の分家住宅
 - 第2号 市街化調整区域において収用対象事業の施行により移転する建築物等
 - 第3号 社寺・仏閣及び納骨堂
 - 第4号 研究施設
 - 第5号 既存事業所等の従業員住宅・寮等
 - 第6号 土地区画整理事業の施行された土地の区域内における建築物等
 - 第7号 既存集落内の自己用住宅
 - 第7号の2 指定既存集落内の自己用住宅
 - 第8号 地区集会所その他都市計画法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる施設である建築物
 - 第9号 既存建築物の建替
 - 第10号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域等に存する建築物の移転
 - 第11号 既存宅地における建築物
 - 第11号の2 既存宅地の分割
 - 第11号の3 既存宅地における自己用住宅
 - 第12号 市街化調整区域決定に伴う経過的措置
 - 第13号 既存の権利の未届けに係る特別措置
 - 第14号 既存の権利の未行使に係る救済措置
 - 第15号 公営住宅
 - 第16号 市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設を構成する建築物
 - 第17号 指定既存集落内の小規模な工場等
 - 第18号 地域振興のための工場等
 - 第19号 幹線道路の沿道等における大規模な流通業務施設
 - 第20号 有料老人ホーム
 - 第21号 都市計画法に基づき適法に建築された建築物のやむを得ない事情による用途変更
 - 第22号 産業廃棄物の最終処分場に設けられる管理施設等
- その他

審査基準第1号 分家住宅

許可申請者及び許可申請地は、次に掲げる要件に該当すること。

- 1 当該市街化調整区域に関する都市計画の決定（以下「線引き」という。）の日前から当該市街化調整区域に本家を有する本家世帯の構成員又は構成員であった者で分家住宅を必要とする合理的事情を有するものであること。
この場合、世帯の構成員の範囲は民法(明治29年法律第89号)第725条に定める親族とするが、いわゆる跡取りを含むほか、娘むこ予定者も世帯構成員であった娘と一体として世帯構成員に含めるものとする。
- 2 前記1の世帯が線引きの日前から保有している土地（当該線引きの日後、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による農業振興地域内にある土地の交換分合により取得した土地は、これに含める。）で既存の集落又はその周辺に存するものであること。
- 3 許可申請者が市街化区域内に住宅を建築することが可能な土地を保有していないこと。
注1 許可申請地は他法令による行為の制限を受けない土地であること。
（以下各号において同じ。）
注2 許可申請地が農地である場合は、農地の転用許可を受けることができる土地であること。
（以下各号において同じ。）

審査基準第1号の2 指定既存集落内の分家住宅

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 分家住宅の位置が、知事が指定する集落（以下「指定既存集落」という。）内であること。
- 2 許可申請者については、従前に相当期間当該指定既存集落又はその周辺に本家を有する本家世帯の構成員又は構成員であった者で、当該指定既存集落に分家住宅を必要とする合理的事情を有する者であること。
この場合、世帯の構成員の範囲は、前号1の世帯の構成員の範囲とする。
- 3 前号3を準用する。

審査基準第2号 市街化調整区域において収用対象事業の施行により移転する建築物等

市街化調整区域に存する建築物等が収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合において、これに代わるべきものとして建築される建築物等が次の要件に該当すること。

- 1 代替建築物の規模、用途は従前とほぼ同一であること。
- 2 代替建築物の位置が、その用途及び周辺の地域の土地利用に照らして適切なものであること
- 3 敷地が従前とほぼ同一の規模であり予定建築物が周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

審査基準第3号 社寺・仏閣及び納骨堂

次のいずれかに該当するものであること。

- 1 当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設としての鎮守、社、庚申堂、地藏堂等を構成する建築物であること。
- 2 1に掲げるものの他、宗教活動上の施設であって当該市街化調整区域及びその周辺地域における信者の分布等により、特に当該地域に立地する合理的事情の存する宗教法人の行う儀式、教化育成のための施設及びこれに付随する社務所、くり等で原則として宿泊・休憩施設を含まない施設である建築物であること。

審査基準第4号 研究施設

研究対象が市街化調整区域に存在すること等の理由により当該市街化調整区域に建設することがやむを得ないと認められる研究施設であること。

審査基準第5号 既存事業所等の従業員住宅・寮等

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第3号の規定に該当する事業所、同法第34条第1号から第14号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号イから同号ホまでの規定のいずれかに該当するものとして許可を受けた開発行為等に係る事業所又は従前から当該市街化調整区域に存する事業所において業務に従事する者の住宅、寮等であって特に当該土地の区域に建築することがやむを得ないと認められるものであること。
- 2 当該建築物の建築予定地は、当該事業所と同一敷地内又は隣接地であること。
- 3 当該建築物の建築は事業主体（法人にあっては事業所、法人以外にあっては事業主）において行うもので、事業所の規模からみて従業員住宅・寮等が過大でないこと。

審査基準第6号 土地区画整理事業の施行された土地の区域内における建築物等

審査基準第7号 既存集落内の自己用住宅

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 自己用住宅の位置が当該都市計画区域に係る市街化区域における建築物の連たん状況とほぼ同程度である既存集落内であること。
- 2 許可申請者において、当該線引きの日前から保有していた土地（保有していた者から相続により取得した土地を含む）であること。
- 3 原則として自己の居住の用に供する1戸の専用住宅であり、これにふさわしい規模、構造、設計であること。
- 4 現在居住している住居について過密、狭小、被災、立退き、借家等の事情がある場合、定年、退職、卒業等の事情がある場合等社会通念に照らして新規に建築することがやむを得ないと認められる場合であること。

審査基準第7号の2 指定既存集落内の自己用住宅

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 自己用住宅の位置が指定既存集落内であること。
- 2 許可申請者については、従前に相当期間当該指定既存集落又はその周辺に生活の本拠を有する者であること。
- 3 前号3及び4を準用する。

審査基準第8号 地区集会所その他都市計画法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる施設である建築物

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 地区集会所、集落青年館、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）によるものを除く。）等準公益的な施設である建築物であること。
- 2 町内会、自治会等の自治組織において運営され適正な管理が行われるものであること。
- 3 レジャー的な施設その他、他の目的の建築物と併用されるものでないこと。

審査基準第9号 既存建築物の建替

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 原則として既存の建築物を除却するか又は既存の建築物が滅失した後に、従前の建築物の敷地の範囲内で行われるものであること。
- 2 従前の建築物と同一の用途であること。
- 3 規模構造、設備等が従前のものに比較して過大でなく、かつ周辺の土地利用の状況等からみて適切なものであること。

審査基準第10号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域等に存する建築物の移転

次のいずれかに該当するものであること。

- 1 かけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転であること。
- 2 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定による承認を得た関連事業計画に基づく移転であること。
- 3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の勧告に基づく移転であること。
- 4 建築基準法第10条第1項の命令に基づく移転であること。
- 5 その他条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づく1から4までと同等と認められる移転であること。

審査基準第11号 既存宅地における建築物

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 当該建築物の建築予定地は、線引きの日に既に宅地であった土地であること。
- 2 当該建築物の建築予定地は、市街化区域に隣接又は近接し、かつ、おおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域内の土地であること。
- 3 予定建築物は、原則として第二種中高層住居専用地域において建築することができるものであること。
- 4 予定建築物の高さは、原則として10メートル以下であること。ただし、周辺環境に影響がないと認められる場合には、12メートル以下とすることができる。

審査基準第11号の2 既存宅地の分割

前号基準の既存宅地に該当する土地を分割する場合で、次のいずれにも該当するものであること。

- 1 予定建築物は、原則として戸建専用住宅であること。
- 2 分割に伴い築造される道路は、原則として袋路状でないこと。
- 3 予定建築物の予定地に関する規制は、原則として直近の第一種低層住居専用地域の形態規定に適合するよう計画されていること。
- 4 分割された一画地の面積は、200平方メートル以上であること。ただし、地形等によりやむを得ない場合は、その画地に限り165平方メートル以上とすることができる。
- 5 当該土地が著しく大きい場合にあっては、当該土地周辺の道路、排水施設その他の公共施設が整備されていて不良な市街地を形成するおそれがない等、都市計画上特別に支障がないと認められること。

審査基準第11号の3 既存宅地における自己用住宅

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 当該建築物の建築予定地は、線引きの日に既に宅地であった土地であること。
- 2 当該建築物の建築予定地は、現存する幅員4メートル以上の道路又は農道その他これに類する公共の用に供する道に接していること。
- 3 当該建築物の建築予定地に関する規制は、原則として当該市町の第二種中高層住居専用地域の形態規定に適合するよう計画されていること。
- 4 予定建築物は、自己の居住の用に供する1戸の専用住宅であること。
- 5 予定建築物の高さは、原則として10メートル以下であること。ただし、周辺環境に影響がないと認められる場合には、12メートル以下とすることができる。
- 6 上下水道の設置については、当該市町と協議が整っていること。
- 7 雨水、生活排水及び浄化槽処理水の排出については、現に適切な排出先があり、排水先の水路等の管理者と協議が整っていること。

審査基準第12号 市街化調整区域決定に伴う経過的措置

当該市街化調整区域に関する都市計画が決定された際、既に分譲を目的として宅地造成が完成していたもので、既済の開発行為確認証を交付しているもののうち、住宅の新築を目的とするもの。

審査基準第13号 既存の権利の未届けに係る特別措置

都市計画法第34条第13号の規定に基づく既存の権利の届出をすべき資格を有していた者が、特にやむを得ない事由により届出期間内に届出ができなかったものに係る開発行為等に関しては、申請の内容が、次の各項に該当するものであること。

- 1 当該市街化調整区域に関する都市計画が決定された際、自己の居住の用に供する建築物（別荘を除く。）を建築する目的で、次項及び第3項に掲げる土地を所有していた者（所有権移転登記済みのものに限る。）で、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 届出期間中、県外（県内にあつては宮崎広域、都城広域及び日向・延岡新産業都市計画区域内の市町以外の市町村）に居住し、又は滞在していた者で、届出期間内に届出ができなかったことが諸般の事情から考えて、特にやむを得ないと認められるものであること。
 - (2) 自己の所有する住宅を有しないこと又は自己所有の住宅は有しているが、当該住宅の敷地が他人の所有であるため立退かなければならない事情にあること。
 - (3) 原則として市街化区域及び(1)に掲げる都市計画区域以外の区域（県内に限る。）に自己の所有する土地を有していないこと。ただし、申請人の生活圏との関係から特にやむを得ないと認められるものは除く。
- 2 建築物を建築しようとする土地（以下「当該土地」という。）が既存の集落内又はその周辺にあり、都市計画上特別に支障となる点はなく、やむを得ないものであること。
- 3 当該土地が、農地転用許可済であること。

審査基準第14号 既存の権利の未行使に係る救済措置

都市計画法第34条第13号の規定に基づいて、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で既存の権利の届出に基づく権利を行使できなかったもので、次のいずれかに該当するものであること。

- 1 申請人及びその家族が勤務等の都合上遠隔地（県内は含まない。）において、長期滞在を余儀なくされたものであること。

- 2 当該土地に関し、都市計画法施行令（昭和44年政令第 158号）第30条に規定する期間中、訴訟が係属していたこと。
- 3 災害又は傷病により、開発行為等を遅延せざるを得なかった場合であること。
- 4 行政上の理由により、行政庁が権利の行使を保留させていたものであること。

審査基準第15号 公営住宅

次のいずれかに該当するものであること。

- 1 当該公営住宅を建築することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条の規定により、当該市町が定めた過疎地域振興計画に計画されたものであって、建築しようとする予定地が、市町の主要集落（合併した市町にあっては、合併前の旧市町の中心であった集落）内にあり、その位置が都市計画上支障がなく、やむを得ないと認められるものであること。
- 2 主として当該指定既存集落及びその周辺に居住している者を入居の対象とすることを目的として当該指定既存集落内に建設されるものであって、その規模がその地域の入居対象者数を勘案して適切であること。

審査基準第16号 市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設を構成する建築物

次のいずれかに該当するものであること。

- 1 自然休養村整備事業を推進するに当たって必要最小限不可欠な施設である建築物であること。
- 2 キャンプ場、スキー場等第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設であって地域における土地利用上支障がないものの管理上又は利用上必要最小限不可欠である施設である建築物で次の要件に該当するもの。
 - (1) 当該キャンプ場等の施設自体が周辺の環境に適合し、かつ地域の土地利用計画に整合した内容のものであること。
 - (2) 管理のために必要な最小限の施設である建築物であって周辺の自然環境に調和した簡素なものであること。
 - (3) 用途の変更が容易なものでないこと。
- 3 第二種特定工作物又は第二種特定工作物に該当しない1ヘクタール未満の運動・レジャー施設の利用増進上宿泊機能が不可欠である場合に当該工作物等の敷地内に設けられる宿泊施設である建築物で次の要件に該当するもの。
 - (1) 利用目的及び利用者の属性から宿泊施設が必要不可欠であること。
 - (2) 市街化区域等における宿泊施設によっては円滑な対応が困難であること。

審査基準第17号 指定既存集落内の小規模な工場等

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 小規模な工場等の位置が指定既存集落内であること。
- 2 許可申請者については、従前に相当期間当該指定既存集落又はその周辺に生活の本拠を有する者であること。
- 3 小規模な工場等については、次に掲げる要件を満足するものであること。
 - (1) 工場、事務所、店舗又は運動・レジャー施設である建築物であって予定建築物が周辺における土地利用と調和のとれたものであること。
 - (2) 予定建築物に係る敷地規模が 1,000平方メートル以下であること。

なお店舗については予定建築物の延べ床面積が 500平方メートル以下であること。

- (3) 自己の生計を維持するために必要とする自己の業務の用に供する建築物であって、その経営形態、運営管理上の観点から当該集落において建築することがやむを得ないと認められるものであること。

この場合において「自己の生計を維持するため」とは、定年、退職等の事情がある場合等社会通念に照らし、新規に事業を営むことがやむを得ないと認められる場合であること。

審査基準第18号 地域振興のための工場等

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 工場等の位置が、知事が指定する地域内であること。
- 2 工場等については、技術先端型業種（医薬品製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業、電子応用装置製造業、電子計測機製造業、電子機器用・通信機器用部分品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業等）の工場又は研究所（研究棟、管理棟、医療棟等の施設）であって、その立地が周辺における土地利用と調和のとれたものであること。
- 3 開発区域の面積は5ヘクタール未満であること。
- 4 工場等の立地が当該市街化区域内に適地がないと認められ、かつ、以下の事例にみられるように地形、環境等の自然的条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案してやむを得ないと認められる場合であること。
 - イ 開発区域周辺の労働力を必要とする場合。
 - ロ 清浄な空気・水、景観、自然緑地等の優れた自然環境を必要とする場合。
 - ハ 空港、高速道路のインターチェンジ等に隣近接することが必要な場合。

審査基準第19号 幹線道路の沿道等における大規模な流通業務施設

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 大規模な流通業務施設の位置が、知事が指定する区域内であること。
- 2 大規模な流通業務施設とは、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第63号）第2条第2項に規定する一般区域貨物自動車運送事業（特別積合わせ貨物運送に係るものを除く。）の用に供される施設のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ20回以上発着すると認定したものであること。
 - ロ 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ20回以上発着すると認定したものであること。
- 3 当該施設の立地に当たって、市街化区域内の工業系の用途地域がないか、あっても同地域内に適地がないと認められるもの又は当該施設を市街化区域に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障を来し若しくは交通機能を阻害し又は居住環境を悪化させると認められるものであること。
- 4 四車線以上の国道、県道等の沿道における立地にあつては、これらの道路に接していることを要すること。ただし、地形上の理由等によりやむを得ない場合はこの限りでない。

審査基準第20号 有料老人ホーム

次のいずれにも該当するものであること。

- 1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームであること。
- 2 当該有料老人ホームの設置及び運営が厚生労働省の策定する有料老人ホームの設置運営標準指導指針又は宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針における基準に適合しているものであること。

こと。

- 3 当該有料老人ホームに係る権利関係は利用権方式又は賃貸方式のものであること。
- 4 当該有料老人ホームが市街化調整区域に立地する病院又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合、入居一時金及び利用料に関する国の基準に従い適正な料金設定がなされている場合等施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適當であること。
- 5 当該有料老人ホームの立地につき、その開発区域を管轄する市町村の福祉施策、都市計画の観点から支障がないことについて、当該市町村長が承認を与えたものであること。

審査基準第21号 都市計画法に基づき適法に建築された建築物のやむを得ない事情による用途変更

次のいずれにも該当すること。

- 1 用途変更は、適法に建築された建築物の所有者等の変更であること。
- 2 当該建築物の所有者等の変更に至るまでの個別具体的事情等を総合的に勘案し、やむを得ないと認められる事情を有し、周辺の土地利用に支障を及ぼさないものであること。
- 3 当該建築物は、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 建築後一定期間適法に使用されたものであること。
 - (2) 建築後適法に使用され、かつ、相当期間経過したものであること。
 - (3) 従前建築主等の死亡、破産、競売等建築時点では想定できなかつたと認められる真にやむを得ない事情により継続して使用することが困難となったものであること。
- 4 許可申請者は、当該建築物をほぼ同一の用途の建築物として使用するものであること。ただし、次に掲げる用途に使用する建築物への用途の変更を除く。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の用に供する建築物
 - (2) 風俗営業等の規制又は営業の適正化等に関する法律が適用となる風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の用に供する建築物
 - (3) 高圧ガス保安法に規定する高圧ガスの製造、又は貯蔵の用に供する建築物
 - (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する液化石油ガスの製造又は貯蔵の用に供する建築物
 - (5) 建築基準法別表第2(に)項第3号、(ほ)項第2号又は第3号、(へ)項第3号、(ち)項第2号又は第3号に規定する建築物
 - (6) 居酒屋その他主に酒類を提供する飲食店の用に供する建築物
- 5 当該建築物が住宅である場合は、許可申請者が他に住宅を建築することが可能な土地を保有していないこと。
- 6 増築または改築を伴う用途変更である場合は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 従前建築物と同一の用途であり、かつ、周辺の土地利用の状況等からみて適切なものであること。
 - (2) 原則として従前建築物の敷地の範囲内で行われるものであること。
 - (3) 建築物の構造規模が従前の建築物と比較して過大でなく(1.5倍以内または住宅の場合は280平方メートル以内)、かつ周辺土地利用の状況等からみて適切なものであること。

審査基準第22号 産業廃棄物の最終処分場に設けられる管理施設等

次のいずれにも該当するものであること

- 1 管理施設等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1項第14号に規定する産業廃棄物処理施設である最終処分場に設ける建築物であること。
なお、当該建築物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条に

基づく産業廃棄物処理施設の設置許可を得た、又は許可を受けることが確実な処理施設の区域内に設けるものであること。

- 2 管理施設等は、管理事務所、保管施設、便所等、管理上必要と認められる最小限のものであること。
- 3 当該建築物の敷地は、建築のために最小限必要な範囲とすること。
- 4 開発許可の申請に当たっては、宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱に基づく事前協議終了通知書又は許可証の写しを添付すること。

附 則

この基準は、昭和61年12月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年6月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年9月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年2月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年2月16日から施行する。

宮崎県開発審査会審査基準取扱要領

指定既存集落の取扱いについて

- 1 審査基準第1号の2、第7号の2、第15号、第17号の「指定既存集落」とは、下記(1)(2)の要件を満たす集落のうち、当該都市計画区域に係る市街化区域における人口、産業の動向、土地利用の状況等の市街化の動向、市街化区域からの距離等を勘案し、市街化を促進するおそれがないと認められる集落をいう。
 - (1) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落で、おおむね200戸以上の建築物が連たんしている集落（以下「大規模な既存集落」という。）又は、大規模な既存集落と地形等からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る施設利用等の社会的条件に照らして一体的な日常生活圏を構成していると認められるおおむね50戸以上の建築物が連たんしている集落であること。
 - (2) 当該集落に係る戸数密度（ヘクタール当たり平均戸数）が当該市街化区域に係る計画戸数密度（将来人口密度から想定される戸数密度）のおおむね50%以上あること。
- 2 指定既存集落の辺縁部における許可申請事案については、許可申請地を含んだおおむね半径100メートルの円形の区域又は主要道路の沿線に発達した集落にあっては、その沿道の3ヘクタールの矩形の区域内にある建築物の戸数密度が、当該市街化区域に係る計画戸数密度のおおむね50%以上あることを基準とするが、当該許可申請地が優良農地を含むか否か、また、宅地的土地利用の連続した土地であるか否かを踏まえた上で適宜判断すること。
- 3 審査基準第1号の2、第7号の2、第15号、第17号の「当該指定既存集落の周辺」の範囲は、指定既存集落を中心に一体的な日常生活圏を構成していると認められる範囲（通学区域、旧町村区域等）とみなして差し支えない。

第1号関係

- 1 分家住宅を必要とする合理的事情とは、結婚、Uターン、家族の自然増等社会通念上別途住宅を必要とすることが客観的に判断できることをいう。
- 2 許可の対象となる土地については、本家世帯が線引きの日前から保有している土地が、狭小、狭隘又は接道できない等のやむを得ない事情がある場合には、線引きの日後に取得した土地含んで差し支えない。
- 3 本家が市街化区域に存する場合も、本号審査基準により取り扱って差し支えない。
- 4 申請人が過去において同様の許可を受けたか否かについても審査する。

第1号の2関係

- 1 前号関係1、4を準用する。
- 1 本号基準2「従前に相当期間、当該指定既存集落又はその周辺に本家を有する本家世帯」とは、当該指定既存集落又はその周辺に、10年以前から生活の本拠を有する本家世帯をいう。

第2号関係

- 1 ほぼ同一の規模とは原則として代替建築物及びその敷地が従前の各々1.5倍以内とする。ただし、住宅にあっては、代替建築物の延面積が280平方メートル及び敷地面積が500平方メートルまでは従前とほぼ同一の規模とみなして差し支えない。
- 2 代替建築物の位置は、従前の建築物の存していた都市計画区域内の（原則として）既存集落又はその周辺とすること。

- 3 収用対象建築物が市街化区域に存する場合は次のいずれかに該当するものについて審査対象とする。
 - (1) 密集市街地等により市街化区域に適地を確保することが困難である場合。
 - (2) 被収用者において従前から代替予定地としてでなく、市街化調整区域に適切な土地を保有し、あえて市街化区域に土地を求めさせる合理的事情に乏しい場合。
 - (3) 起業者において適切な土地をあっせんする場合で許可権者との調整を踏まえたものである場合。
- 4 収用対象建築物が都市計画区域外に存する場合は次のいずれかに該当するものについて審査対象とする。この場合において、2中「従前の建築物の存していた都市計画区域内の」とあるのは、「従前の建築物の存していた」とする。
 - (1) がけ地域等により都市計画区域外に適地を確保することが困難である場合。
 - (2) 被収用者において従前から代替予定地としてでなく、市街化調整区域に適切な土地を保有し、あえて都市計画区域外に土地を求めさせる合理的事情に乏しい場合。
 - (3) 起業者において適切な土地をあっせんする場合で許可権者との調整を踏まえたものである場合。

第5号関係

当該従業員住宅等が、当該事業所と同時に建築される許可申請事案についても審査の対象とする。

第7号関係

- 1 既存集落とは地形、地勢、地物等からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る、文教、交通便利、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性その他から見た社会的条件に照らし独立して、一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であって、おおむね50戸以上の建築物が連たんしているものをいう。
- 2 登記記録上形式的には市街化調整区域とされた時点前に取得したとされている土地でも登記記録上の所有権移転の原因日付を市街化調整区域とされた時点前の日付まで、不正にさかのぼって変更登記を行う等の事例も予測されるので当該所有権移転の原因日付と登記年月日との間が著しく離れている場合等土地の登記記録上の記載が不自然と認められる場合には別途裏付資料の提出を求める等慎重な取扱いをする。
- 3 第1号関係2を準用する。

第7号の2関係

本号基準2「従前に相当期間、当該指定既存集落又はその周辺に生活の本拠を有する者」とは、当該指定既存集落又はその周辺に、10年以前から生活の本拠を有する者又はかつて10年以上生活の本拠を有していた者をいう。

第8号関係

農林、漁家生活改善施設その他制度的に当該施設の公益性が担保されるものについては、法第34条第1号に該当するものとして取り扱って差し支えない。

第9号関係

- 1 従前の自己用住宅の敷地が著しく過小である場合等格段の事情がある場合は、拡張後の敷地面積の合計が500平方メートルを限度とし、従前の敷地の範囲内とみなして次項により取り扱っ

て差し支えないものとする。

- 2 本号審査基準の各要件に該当する既存建築物の建替で建替後の建築物の延べ面積が従前の建築物の延べ面積の1.5倍以内（住宅の場合は1.5倍以内又は280平方メートル以内）で従前の建築物の敷地内で行われるものは許可不要である。
- 3 既存建築物の建替で、新たな建築物が完成するまで、引き続き従前の建築物を使用する場合は従前建築物の除却計画を確認のうえ審査対象として取り扱って差し支えない。
- 4 従前の建築物の除却又は滅失後 1年以内に新たな建築物が建築される場合は、本号審査基準により取り扱って差し支えない。

第10号関係

敷地及び建築物の取扱いは、第2号関係に準ずる。

第11号関係

- 1 本号基準の1において、「線引きの日に既に宅地であった土地」とは、線引きの日から継続して宅地であったと認められる土地であり、かつ、そのままの状態では建築物が建築できる土地をいう。
なお、これらの判断については、土地の登記事項証明書、固定資産評価証明書等の公的機関の発行する証明書等により行うものとする。この場合において、農地転用許可を必要とする土地は、原則として「宅地」とは認められない。
- 2 指定既存集落及びこれと一体的と認められる既存集落であって、かつ、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域内の土地は、本号基準の2の土地として取り扱って差し支えない。
- 3 本号基準の2の「連たん」とは、建築物の各敷地間の距離がおおむね50メートル以内で連なっている状態にある場合をいい、道路、水路等の工作物をはさむ場合であっても、一体的な集落を構成していると認められる場合には「連たん」に含むものとして取り扱って差し支えない。
また、「おおむね50以上の建築物」には、車庫、物置等の付属建築物は含まないものとする。

第11号の3関係

- 1 本号基準の1については、第11号関係の1を準用する。
- 2 本号基準の2の「幅員4メートル以上」とは、道路管理者が示した幅員、又は土地家屋調査士等が境界確認を行って確定した幅員によるものとする。
- 3 本号基準の2の「道路」とは、建築基準法第42条第1項に規定する道路をいう。
- 4 本号基準の2の「農道その他これに類する公共の用に供する道」とは、建築基準法第43条第2項に基づき接道義務の特例許可又は認定の対象として扱うことができる道をいう。
- 5 本号基準の6の「上下水道の設置」とは、当該敷地に上下水道を敷設するために追加して整備することをいう。また、「当該市町と協議が整っていること」の判断については、協議記録を提出させ、協議内容により判断するものとする。
- 6 本号基準の7の「排水先の水路等の管理者と協議が整っていること」の判断については、協議記録を提出させ、協議内容により判断するものとする。

第15号関係

本号基準2については、事業主体である市町村が、当該指定既存集落及びその周辺の借家等の

状況から、当該指定既存集落及びその周辺の地域に居住している者を入居の対象と見込んで建設される公営住宅については審査の対象とする。

第16号関係

本号に該当するものは個々具体的に審査を行う。

第17号関係

本号基準2「従前に相当期間、当該指定既存集落又はその周辺に生活の本拠を有する者」とは、当該指定既存集落又はその周辺に、10年以前から生活の本拠を有する者をいう。ただし、これに該当しない者であっても第1号、第1号の2、第7号の2の規定による住宅と同時又は当該住宅の建築以降に建築しようとする者については審査の対象として差し支えない。

第18号関係

- 1 本号基準1「知事が指定する地域」とは、人口が減少し、かつ、産業が停滞していると認められる市及び町、又は、当該都市計画区域、市街化調整区域内の人口、産業の動向、土地利用の状況、地元市町村の基本構想等における工場等の導入に関する位置付け等を総合的に勘案し、市街化を促進するおそれがないと認められる市及び町をいう。
- 2 本号基準2「工場等」に例示しているもの以外にも、技術先端型業種と認められるものについては審査の対象とする。

第19号関係

- 1 本号基準1「知事が指定する区域」とは、四車線以上の国道、県道等の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジ周辺（インターチェンジからおおむね500メートルの距離にある域をいう）であって現在及び将来の土地利用上支障とならない区域内をいう。
- 2 本号基準4「地形上の理由等によりやむを得ない場合」として、知事が指定した国道、県道等と交差している支線の沿道で、当該交差点からおおむね500メートルの距離にあり、かつ当該施設が当該沿道に立地した場合、当該支線の交通安全若しくは交通機能に支障を来さず又は周辺地域の居住環境を阻害するものではないと認められる場合はこれに該当する。

第21号関係

- 1 許可申請者は、従前建築物を譲り受けて使用しようとする者若しくは譲り受けて改築または増築（以下「建替等」という。）を行おうとする者とする。
- 2 本号基準2のやむを得ないと認められる合理的事情とは、従前所有者等の死亡、高齢化による転居や廃業、遠隔地への転勤、経済社会情勢の変動に伴う転廃業等社会通念に照らしてやむを得ないと認められる事情をいう。
- 3 本号基準3の(1)「建築後一定期間適法に使用されたもの」とは、建築後10年以上適法に使用されたものとする。
- 4 本号基準3の(2)「建築後適法に使用され、かつ、相当期間経過したもの」とは、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 建築後3年間適法に使用されたものであり、かつ、その後10年以上経過したもの。
 - (2) 建築後適法に使用されたものであり、かつ、建築後20年以上経過したもの。
- 5 本号基準5の適用にあたっては、申請者が現在所有している土地について、狭小、被災等の特別な事情がある場合は、「住宅を建築することが可能な土地」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。

- 6 本号基準4及び6の(1)の「同一の用途」とは、次の例によるものとする。
- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 農家住宅、分家住宅、収用移転等住宅 | → 一般自己用専用住宅 |
| (2) 既存の権利に係る住宅 | → 一般自己用専用住宅 |
| (3) 店舗併用住宅（分家住宅＋法第34条第1号店舗） | → 一般自己用専用住宅 |
| (4) 収用移転に係る自己用事務所 | → 一般自己用事務所 |
| (5) 収用移転に係る自己用工場 | → 一般の同用途の自己用工場 |
| (6) 既存の権利に係る自己用工場 | → 一般の同用途の自己用工場 |
- ※上記の例の(5)及び(6)における「同用途」とは、原則として日本産業分類の同一の中分類に属するものをいう。
- 7 本号基準の6の(1)及び(3)の「周辺の土地利用の状況等からみて適切である」とは、住宅以外にあっては、他の基準（審査基準第17号等）に照らして適切であるかについても審査する。
- 8 建替えにあたって、従前の建築物の敷地の範囲内では狭小であるため対応できない場合等やむを得ない場合は、拡張後の敷地面積の合計が500平方メートルまでは認めても差し支えない。
- 9 建築物を平成22年4月1日（本基準の施行日）前に、譲渡人から譲り受けて現に使用している者が、建替等を行おうとする場合にあっても、本基準に適合する場合は、審査対象としても差し支えない。

第22号関係

- 1 管理施設等とは、最終処分場に求められる環境の保持、安全の確保及び経済的な運営を目的として、施設、設備及び作業を統合管理するために設置するものである。そのため、所要室としては、管理事務所及び試験分析室並びに記録室及び閲覧室のほか、必要に応じて保管施設、作業員控室、シャワー室、更衣室、湯沸室及び便所等が考えられる。
- 管理施設の建築規模については、最終処分場の規模及び管理形態から、これらのことを踏まえて必要不可欠な最小限のものとする。
- 2 敷地は、管理施設等の配置及び建築基準法第43条に規定する接道要件を考慮し、かつ、敷地としての安全性（都市計画法施行令第36条第1項第1号ロ）が確保できるよう敷地の範囲を設定するものとする。
- なお、当該建築物の敷地は、最終処分場の埋立地を含めないものとする。
- 3 最終処分場の埋立による土地の形質の変更は、開発行為に該当しないものとする。

その他

審査基準第1号から第22号までに掲げる開発行為等以外の開発行為等で次の要件に該当するものについては審査会に付議することができる。

- 1 当該開発行為等が周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められること。
- 2 当該市街化調整区域において行われる開発行為等の目的に相当の理由があること。
- 3 開発行為の目的が周辺の用途地域と整合すること。

附 則

この要領は、昭和61年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月6日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年11月30日から施行する。

附 則
この要領は、平成20年10月15日から施行する。

附 則
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成23年10月20日から施行する。

附 則
この要領は、平成27年9月2日から施行する。

附 則
この要領は、平成31年2月13日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年5月28日から施行する。

